

**福井県配偶者暴力被害者等および
困難な問題を抱える女性支援計画(第1次)**

令和6年3月

福 井 県

～ 目 次 ～

| | | |
|------|--|------|
| 第1章 | 計画策定の趣旨 | P 1 |
| 1 | はじめに | P 1 |
| 2 | 計画の支援の対象 | P 3 |
| 3 | 計画の性格と役割 | P 3 |
| 4 | 計画の期間 | P 4 |
| 第2章 | 本県のこれまでの取組みと課題 | P 5 |
| 1 | 本県のこれまでの取組みと現在の相談支援体制 | P 5 |
| 2 | 本県における現状 | P 10 |
| 3 | 主な課題 | P 17 |
| 第3章 | 計画の基本的方向 | P 20 |
| 1 | 配偶者からの暴力の防止および被害者の保護、困難な問題を抱える女性への支援を進める上での基本的視点 | P 20 |
| 2 | 基本目標と施策の体系 | P 20 |
| 第4章 | 具体的な施策 | P 24 |
| | 基本目標Ⅰ 安心して相談できる体制づくり | P 24 |
| | 基本目標Ⅱ 安全確保に関する取組みの充実 | P 32 |
| | 基本目標Ⅲ 途切れることのない自立支援 | P 36 |
| | 基本目標Ⅳ 関係機関、民間団体との連携協力 | P 44 |
| | 基本目標Ⅴ 支援につながる社会づくり | P 47 |
| 第5章 | 計画の推進体制 | P 51 |
| 参考資料 | | P 52 |
| 資料1 | 福井県配偶者暴力被害者等および困難な問題を抱える女性支援計画策定委員会委員・検討経過 | P 53 |
| 資料2 | 配偶者等からの暴力および困難な問題を抱える女性に関する実態調査の結果 | P 55 |

第1章 計画策定の趣旨

1 はじめに

(1) 配偶者等暴力防止および被害にあった方への支援

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、（以下、「DV」という。）が大きな社会問題になってきたことから、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護することを目的として、2001（平成13）年10月13日に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（2013（平成25）年7月改正により「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」。以下、「DV防止法」という。）が施行されました。この法律により、配偶者からの暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女平等の妨げとなることが示され、DVに対する認知度が大きく上昇しました。本県においても、DV防止法の施行に合わせ、配偶者暴力被害者支援センター¹（以下、「DV被害者支援センター」という。）を順次整備し、現在では、県内8か所に設置し、相談体制の充実を図ってきました。

また、2004（平成16）年10月1日施行の「児童虐待の防止等に関する法律」の改正において、子どもがDVの環境下で育つことは虐待に当たることが明記されました。同じく、2004（平成16）年のDV防止法の改正では、配偶者等からの暴力の定義の拡大、保護命令制度の拡充とともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（以下、「配偶者暴力防止等基本方針」という。）に則して被害者の支援にかかる基本計画を策定することや、被害にあった方の自立支援が都道府県の責務であることが明確化されました。

これらを受け、本県では、2006（平成18）年3月に「配偶者暴力防止および被害者保護のための福井県基本計画」（以下、「県DV基本計画」という。）を策定し、以降、DVを取り巻く社会環境等に合わせ、2009（平成21）年3月、2014（平成26）年3月、2019（平成31）年3月に見直しを行いました。

近年の改正においては、2019（令和元）年に、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の改正に伴い、DV防止法も一部改正となり、児童虐待と配偶者からの暴力は密接な関連があることから、被害者の保護のための相互に連携・協力を行う関連機関として新たに福祉事務所や児童相談所が明記され、その保護の対象に同伴家族を含めることと定められました。また、2023（令和5）年には、保護命令制度の被害者範囲の拡大や保護命令違反の厳罰化、

¹ 本県では、DV防止法に規定する「配偶者暴力相談支援センター」に位置付けている。

都道府県基本計画の記載事項の拡充、協議会の法定化などを内容とする法改正が行われたところであり、これらの法改正への対応や更なる支援策の充実を図るため、県DV基本計画を見直すこととしました。

(2) 困難な問題を抱える女性への支援

女性が、「女性であること」により抱えている困難な問題は、性暴力や性的虐待、性的搾取等の被害に遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存すること、不安定な就労状況や孤立などの社会的困窮に加え、近年では、居場所がない若年女性、悪質ホストの被害なども顕在化し、その困難さはさらに多岐にわたっています。また、自身の国籍や出自、疾病や障がいなど、様々な差別や社会的排除に直面し、抱えている問題自体が複合化・複雑化していることから、問題の解決には、それぞれの問題に関わる多様な関係機関が相互連携して対応することが一層求められています。

一方、これまで女性の福祉的な支援は、売春防止法（1956（昭和31）年法律第118号。以下「売春防止法」という。）に基づき、婦人相談所、婦人相談員等を設置し、保護や更生に関する施策を中心に進められてきましたが、現在の複合的な課題に対応するためには、女性の人権の擁護や福祉の増進、自立支援等の視点が不十分であるという指摘がありました。

このようななか、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、2022（令和4）年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「困難女性支援法」という。）」が公布、2023（令和5）年3月29日には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下、「困難女性支援に関する基本方針」という。）」が公示されました。困難女性支援法では、目的や基本理念に「人権の尊重や擁護」、「男女平等」、「女性の福祉の増進」が掲げられ、関係機関や民間団体との協働により、困難な問題を抱える女性の発見、相談、一時保護、自立支援に至るまで、多様な支援を包括的に提供する体制を整備することが明記され、都道府県は支援のための施策の実施に関する基本的な計画を策定しなければならないとされました。これらを受け、本県の実情や課題を踏まえ、困難な問題を抱える女性への支援の方向性を示すための基本計画を策定することとしました。

(3) 「DV防止法に基づく都道府県基本計画」と「困難女性支援法に基づく都道府県基本計画」の一体的な策定

DV被害を受けた方への支援も、性暴力、経済的困窮など困難な問題を抱える女性への支援も、切れ目なく、包括的に支援を行っていくことが必要です。

そのため、本県は、「DV防止法に基づく都道府県基本計画」と「困難女性支援法に基づく都道府県基本計画」を一体的に策定することにより、両制度の施策や支援を一体的・包括的に進めてまいります。

【配偶者からの暴力】

DV防止法上、配偶者（事実婚、元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手を含む。）からの身体に対する暴力、または、これに準じる心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。計画文中では「DV」※と表記します。

※DVはドメスティック・バイオレンスの略称

【困難な問題を抱える女性】

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）をいいます。

2 計画の支援の対象

この計画における支援の対象は、以下のとおりとします。

- (1) 配偶者からの暴力の被害を受けた方（性別を問わない、事実婚や生活を共にする交際関係を含む）
- (2) 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の事情により日常生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性

※本計画では、上記の対象者を併せて、「支援対象者」と表記しています。

3 計画の性格と役割

この計画は、DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく都道府県基本計画および困難女性支援法第8条の規定に基づく都道府県基本計画です。

また、「第4次福井県男女共同参画計画（令和4年度～令和8年度）」における施策V「安全・安心の確保」との整合性を図りながら、福井県における配偶者暴力防止対策等基本方針、困難女性支援に関する基本方針それぞれの施策を一体的に示すものです。

【DV防止法第2条の3第1項】

都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めなければならない。

【困難女性支援法第8条】

都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めなければならない。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

ただし、計画の期間内でも、法改正等により国が策定した基本方針等が見直された場合や、新たに盛り込むべき事項等が発生した場合には、必要に応じて見直すこととします。

第2章 本県のこれまでの取組みと課題

1 本県のこれまでの主な取組みと現在の相談支援体制

(1) DVおよび女性相談支援の概況

【DV相談】

2002（平成14）年4月に県生活学習館にDV被害者支援センターを設置するとともに、福井市内にDV被害者の一時保護機能を整備しました。2006（平成18）年4月からは県総合福祉相談所および県内6か所の県健康福祉センターにもDV被害者支援センターを設置し、DV被害者の相談、保護、自立支援を行っています。

2007（平成19）年には、DV被害者の保護命令申立て、医療費、住宅入居に必要な経費を県独自に支援する仕組みを構築し、DV被害者に対し経済的な面からの自立支援を開始しました。

2009（平成21）年度からは、困難な事例について専門家が相談員へ助言を行うスーパーバイザーの設置、民間支援団体等が行うシェルターの運営費や施設の安全対策等への支援を実施するとともに、2010（平成22）年度からは、県総合福祉相談所において年末・年始も含めた365日17時15分から22時までの夜間相談を開始しています。

2011（平成23）年度からは、県生活学習館において、外国人向けの相談を新たに開始し、県国際交流会館への出張相談も実施するなど、外国人も相談しやすい環境の整備に努めています。

2014（平成26）年度からは、男性被害者向け相談ダイヤルを新たに開設し、男性も相談しやすい環境を整備しています。

さらに、2021（令和3）年からは、DV相談ナビ#8008のダイヤルを整備し、支援対象者の相談しやすい環境整備を図ったほか、2020年（令和2年）年からは、国が実施する365日24時間電話相談やSNSを活用したチャットによる相談などの取組みとも連携し支援を実施しています。

また、県警察本部や各警察署においても、365日24時間体制での相談対応や支援対象者への助言など、相談体制の充実を図ってきています。

【女性相談】

1956（昭和31）年に売春防止法に基づき、各福祉事務所（2000（平成12）年からは県健康福祉センター）に婦人相談員を配置し、婦人保護事業を開始しました（その後、福井市、敦賀市、鯖江市、越前市、坂井市に配置）。

1957（昭和32）年7月には、福井県庁厚生課内において、婦人相談所業務を開始し、1958（昭和33）年には、県の出先機関として、婦人相談所および婦人保護施設を開設し、1992（平成4）年からは県総合福祉相談所で婦人相談を実施しています。

県総合福祉相談所や婦人相談員においては、社会情勢の変化や個人の意識変革に伴い、要保護女性に関する精神的な悩みや配偶者からの暴力、家族の問題など多岐にわたる相談に応じるほか、助言や情報提供、必要な場合には一時保護や婦人保護施設への入所措置などを行っています。

また、2002（平成14）年には、県総合福祉相談所が「DV被害者支援センター」の一時保護機能を果たす機関として、2006（平成18）年には「DV被害者支援センター」として位置づけられ、DV対策と女性相談事業を一体的に担ってきました。

2010（平成22）年からは、県総合福祉相談所において毎日17時15分から22時までの夜間電話相談を実施し、要保護女性の早期発見、早期支援の体制強化を図っています。さらに、2010（平成22）年からは、福井県済生会病院内に、性犯罪・性暴力被害者のための「性被害救済センター・ふくい」を整備し、性暴力の悩みなどについての相談に対応しています。

2024（令和6）年からは、県総合福祉相談所にあった婦人相談所機能を、福井市木田に移転し、新たに「福井県女性相談支援センター」として運営を開始します。あわせて、県健康福祉センター等に配置されている女性相談員を、「女性相談支援員」と改称し、女性相談業務を行います。

(2) 本県のこれまでの主な取組み

| 年 代 | DV被害を受けた方への支援の取組 | 困難な問題を抱える女性支援の取組 |
|----------------|--|--|
| 1956 (昭和 31) 年 | | 県内福祉事務所に婦人相談員の設置 |
| 1957 (昭和 32) 年 | | 県庁において婦人相談所業務開始 |
| 1958 (昭和 33) 年 | | 福井市内に婦人相談所、婦人保護施設、一時保護施設を開設 |
| 1976 (昭和 51) 年 | | 福井市光陽の総合福祉センター「若越あかりの園」に婦人相談所を移転 |
| 1992 (平成 4) 年 | | 婦人相談所を含む機関名を、県総合福祉相談所に名称変更 |
| 2001 (平成 13) 年 | 県配偶者暴力対策連絡協議会の設置 | |
| 2002 (平成 14) 年 | 県生活学習館にDV被害者支援センターを設置、県総合福祉相談所にDV被害者の一時保護機能を整備 | |
| 2006 (平成 18) 年 | 県内6か所の県健康福祉センター、県総合福祉相談所内にDV被害者支援センターを設置 | |
| 2006 (平成 19) 年 | 民間支援団体等へのDVにかかる一時保護委託事業を開始 | |
| 2009 (平成 21) 年 | 専門家が相談員へ助言を行うスーパーバイザーの設置 | |
| 2010 (平成 22) 年 | 県総合福祉相談所にて毎日17時15分～22時の夜間相談を開始 | 県総合福祉相談所にて毎日17時15分～22時の夜間相談を開始 |
| | | 性暴力等の被害者ワンストップ支援センターの開設 |
| 2011 (平成 23) 年 | 外国人向けの相談を新たに開始 県国際交流会館への出張相談を開始 | |
| 2014 (平成 26) 年 | 男性被害者向けの電話相談を新たに開始 | |
| 2021 (令和 3) 年 | DV相談ナビダイヤルが短縮番号#8008に変更 | |
| 2024 (令和 6) 年 | | 婦人相談所(女性相談支援センター)機能を「福井県児童・女性相談所」に新築移転 |

(3) 現在の本県の相談支援体制（令和6年3月現在）

【DV相談】

○県の相談体制

| 機関名 | 相談方法等 | 受付日時 |
|--------------|-------|-------------------------|
| 県総合福祉相談所 | 電話・面接 | 月～金曜日 8:30～17:15 |
| | 夜間電話 | 毎日 17:15～22:00※土日祝除く |
| 県生活学習館 | 電話・面接 | 火～日曜日 9:00～16:45※第3日曜除く |
| 福井健康福祉センター | 電話・面接 | 月～金曜日 8:30～17:15 |
| 坂井健康福祉センター | | |
| 奥越健康福祉センター | | |
| 丹南健康福祉センター | | |
| // (武生福祉保健部) | | |
| 二州健康福祉センター | | |
| 若狭健康福祉センター | | |
| DV相談ナビ | 電話 | 火～日曜日 9:00～16:45 |

○男性相談

| 機関名 | 相談方法等 | 受付日時 |
|----------|-------|----------------------|
| 県総合福祉相談所 | 原則、電話 | 毎月第1～4水曜日 9:00～13:00 |

○国の相談体制

| 機関名 | 相談方法等 | 受付日時 ※祝日除く |
|-------------|-----------------|------------|
| DV相談+ (プラス) | 電話・メール ・チャット | 毎日 24 時間 |

○警察の相談

| 機関名 | 相談方法等 | 受付日時 ※祝日除く |
|--------------|-------|------------|
| 警察本部 警察安全相談室 | 電話・面接 | 毎日 24 時間 |
| 福井警察署 | | |
| 福井警察署 永平寺分庁舎 | | |
| 福井南警察署 | | |
| 大野警察署 | | |
| 勝山警察署 | | |
| 坂井警察署 | | |
| あわら警察署 | | |
| 坂井西警察署 | | |
| 鯖江警察署 | | |
| 鯖江警察署 丹生分庁舎 | | |
| 越前警察署 | | |
| 越前警察署 今立分庁舎 | | |
| 敦賀警察署 | | |
| 小浜警察署 | | |

【女性相談】

○県の相談体制

| 機 関 名 | | 相談方法等 | 受付日時 ※祝日除く |
|---------------------|---------|--------|-------------------------|
| 総合福祉相談所 | | 電話・面接 | 月～金曜日 8:30～17:15 |
| | | 夜間電話相談 | 毎日 17:15～22:00※土日祝除く |
| 福井健康福祉センター | | 電話・面接 | 月～金曜日 8:30～17:15 |
| 坂井健康福祉センター | | | |
| 奥越健康福祉センター | | | |
| 丹南健康福祉センター | | | |
| // (武生福祉保健部) | | | |
| 二州健康福祉センター | | | |
| 若狭健康福祉センター | | | |
| 生活学習館 (ユウ・アイふくい) | 電話・面接 | 電話・面接 | 火～日曜日 9:00～16:45※第3日曜除く |
| | 法律相談 | 面接 | 第4土曜日：13:00～16:00 |
| | こころの相談 | 面接 | 第1土曜日：13:00～16:00 |
| 福井県看護協会 | 女性の健康相談 | 電話・メール | 月曜日・水曜日：13:30～16:00 |
| | | 面接 | 水曜日：13:30～16:00 |

○市町の相談体制（女性相談員設置市）

| 機 関 名 | 相談方法等 | 受付日時 ※祝日除く |
|------------------|-------|------------------|
| 福井市子ども福祉課 | 電話・面接 | 月～金曜日 8:30～17:15 |
| 敦賀市市民協働課 | 電話・面接 | 月～金曜日 8:30～17:15 |
| 鯖江市ダイバーシティ推進・相談課 | 電話・面接 | 月～金曜日 8:30～17:15 |
| 越前市こども家庭課 | 電話・面接 | 月～金曜日 8:30～17:15 |
| 坂井市子ども福祉課 | 電話・面接 | 月～金曜日 8:30～17:15 |

2 本県における現状

(1) DVの相談・通報・検挙・一時保護件数

【相談】

県ではDVの相談を、県総合福祉相談所や県健康福祉センター、県生活学習館に設置した県内8か所のDV被害者支援センターで行っており、相談件数（延べ）は2013（平成25）年度の1,535件をピークに、以降減少しています。全国における相談件数（延べ）は2020（令和2）年度をピークに減少しています。（図1）

県が2023（令和5年）度実施した実態調査（以下、「実態調査」という）によると、DV相談できる窓口の認知度は、40から70歳代（平均70.0%）に比べ、10から20歳代（平均52.3%）の若い世代が低い傾向があります。（図2）

図1 本県の「DV被害者支援センター」の相談件数

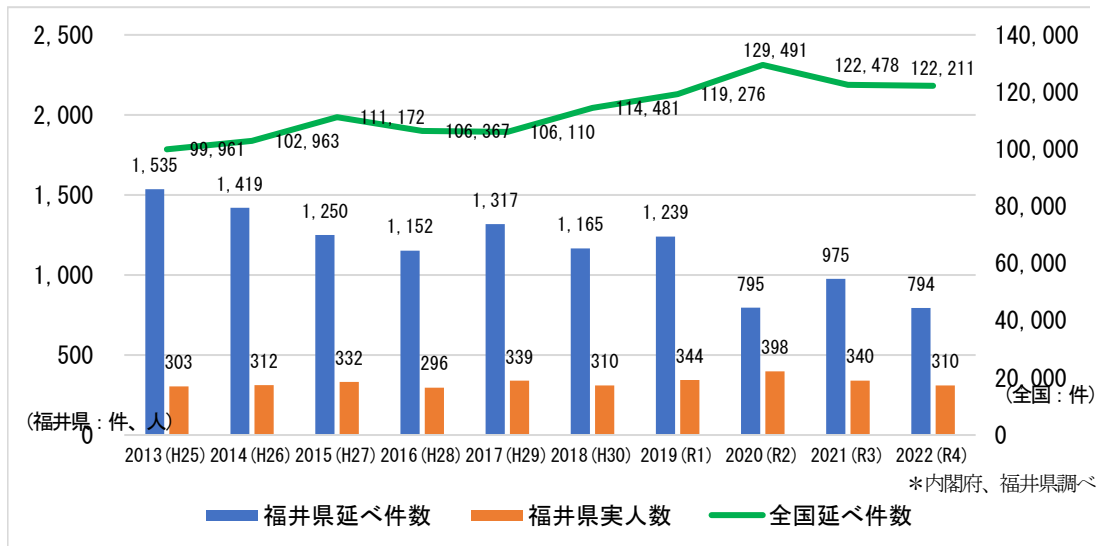
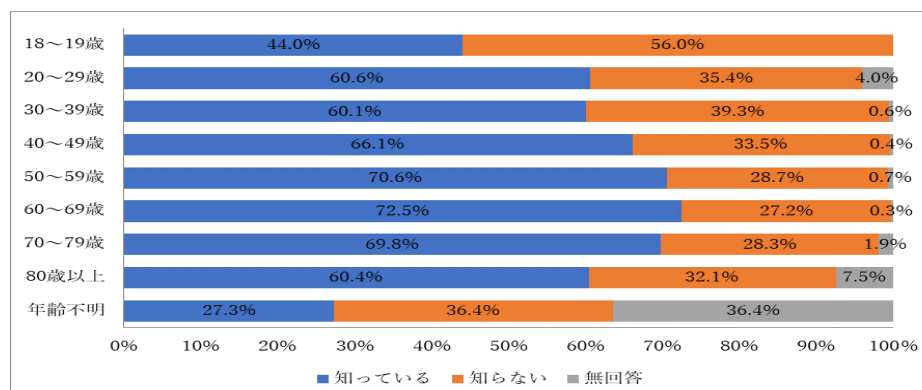


図2 DV相談できる窓口の認知度



*令和5年度福井県配偶者からの暴力に関する実態調査

男性のDV相談件数は、ここ数年30件未満で推移していましたが、2022（令和4）年度は60件とこれまでで最も多く、全体の相談件数に占める割合も増加しています。（表1）

また、相談の約1～5%が、日本語を話せない被害者からの相談になっています。（表2）

表1 本県の「DV被害者支援センター」における男性の相談件数

| | 2013 (H25) | 2018 (H30) | 2019 (R1) | 2020 (R2) | 2021 (R3) | 2022 (R4) |
|---------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 男性の相談件数（延べ件数） | 15 | 5 | 26 | 9 | 14 | 60 |
| DV相談全体に占める割合 | 1.0% | 0.4% | 2.1% | 1.1% | 1.4% | 7.5% |

*福井県調べ

表2 本県の「DV被害者支援センター」における日本語が十分話せない被害者からの相談件数

| | 2013 (H25) | 2018 (H30) | 2019 (R1) | 2020 (R2) | 2021 (R3) | 2022 (R4) |
|----------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 外国人の相談件数（延べ件数） | 101 | 11 | 39 | 43 | 50 | 32 |
| DV相談全体に占める割合 | 6.5% | 0.9% | 3.1% | 5.4% | 5.1% | 4.0% |

*福井県調べ

【通報】

DV被害者本人以外の発見者によるDV被害者支援センターへの通報（根拠：DV防止法第6条）件数は、2013（平成25）年度は55件でしたが、2018（平成30）年度から2022（令和4）年度の5年間で155件、年平均31件にまで減少しています。

（表3）

表3 本県のDV被害者本人以外からの「DV被害者支援センター」への通報件数

| | 2013 (H25) | 2018 (H30) | 2019 (R1) | 2020 (R2) | 2021 (R3) | 2022 (R4) |
|------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 通報件数 | 55 | 38 | 46 | 39 | 15 | 17 |

*福井県調べ

【検挙】

警察においては、被害者の意思を尊重しながら暴力の制止や検挙、指導・警告、被害者への被害の防止に関する情報提供などを行っています。DV事案の相談等件数は、2013（平成25）年は171件でしたが、警察の体制強化等に伴い、2018（平成30）年から2022（令和4）年の5年間で1,119件、年平均223.8件に増加しています。（表4）

また、DV事案の検挙件数は、2013（平成25）年は23件でしたが、2018（平成30）年から2022（令和4）年の5年間で564件、年平均112.8件と大幅に増加しています。（表5）

表4 本県の警察におけるDV事案の相談等件数

| | 2013 (H25) | 2018 (H30) | 2019 (R1) | 2020 (R2) | 2021 (R3) | 2022 (R4) |
|-------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 相談等件数 | 171 | 187 | 237 | 269 | 236 | 190 |

*「福井県の治安情勢」より

表5 本県の警察におけるDV事案の検挙件数

| | 2013 (H25) | 2018 (H30) | 2019 (R1) | 2020 (R2) | 2021 (R3) | 2022 (R4) |
|------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 検挙件数 | 23 | 99 | 144 | 142 | 99 | 80 |

*「福井県の治安情勢」より

【一時保護】

配偶者の暴力から緊急避難する一時保護件数は、2013（平成25）年度は20件であったものが、2018（平成30）年度から2022（令和4）年度の5年間で63件、年平均12.6件と減少しています。（表6）

また、平均保護日数は、2013（平成25）年度は13.1日であったものが、2018（平成30）年度から2022（令和4）年度の5年間の年平均は24.0日と増加しています。（表6）

表6 一時保護件数（福井県）

| | 2013 (H25) | 2018 (H30) | 2019 (R1) | 2020 (R2) | 2021 (R3) | 2022 (R4) |
|--------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 一時保護件数 | 20 | 13 | 12 | 14 | 14 | 10 |
| 平均保護日数 | 13.1 | 20.9 | 26.4 | 18.7 | 36.6 | 17.6 |

*福井県調べ

【保護命令】

保護命令はDV防止法に基づき、被害者の申し立てにより、裁判所が加害者に対し発するもので、被害者やその子どもの安全を図る上で一時保護と並んで非常に有効な制度です。

福井地方裁判所からの保護命令件数は、2013（平成25）年度は13件であったものが、2018（平成30）年度から2022（令和4）年度の5年間で47件、年平均9.4件とやや減少しています。（表7）

なお、2022（令和4年）の法改正（2024（令和6）年4月1日施行）により、保護命令制度の見直しが行われ、保護命令の対象が、身体に対する暴力を受

けた者や生命または身体に対する加害の告知による脅迫を受けた者に加え、自由、名誉または財産に対する加害の告知による脅迫を受けた者に拡大されます。

表7 福井地方裁判所で承認された保護命令件数（福井県）

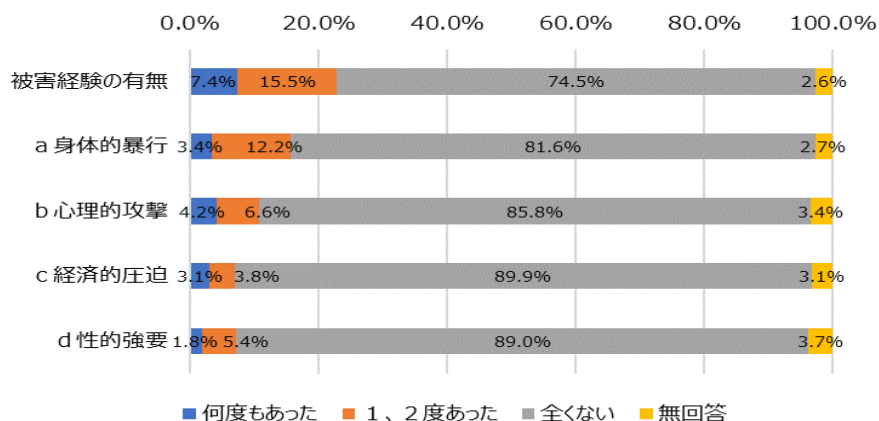
| | 2013 (H25) | 2018 (H30) | 2019 (R1) | 2020 (R2) | 2021 (R3) | 2022 (R4) |
|--------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 保護命令件数 | 13 | 10 | 11 | 14 | 5 | 7 |

*最高裁判所資料より作成

【被害経験】

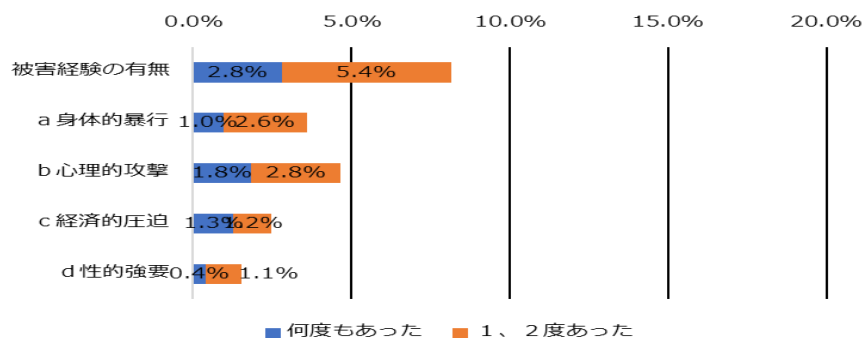
県の実態調査では、配偶者・交際相手からの暴力の被害経験について、「何度もあった」は7.4%、「1、2度あった」は15.5%の方から被害があったと回答がありました。（図3） 過去1年間では、「何度もあった」は2.8%、「1、2度あった」は5.4%の方から被害があったと回答がありました。（図4）

図3 配偶者・交際相手からの被害経験



*令和5年度福井県配偶者からの暴力に関する実態調査

図4 過去1年間に配偶者・交際相手からの被害経験



*令和5年度福井県配偶者からの暴力に関する実態調査

(2) 女性相談件数・保護件数

【相談件数】

県内では、県総合福祉相談所や県健康福祉センター、女性相談員を配置している5市で女性相談を実施しており、2018（平成30）年度から2022（令和4）年度では、約2,300件から2,500件の相談がありました。うち、夜間の電話相談については、約750件から920件であり、相談件数全体の3割以上を占めています。（表8）

また、主訴別の相談件数は、精神的な問題に関する相談が5年間で4,519件と最も多く全体の37.6%を占め、次いで、配偶者からの暴力、その他、離婚問題、子・親・交際相手からの暴力の順に多くなっています。（図5）

年代別の来所相談件数（来所相談のみ）は、30歳代の相談が5年間で833件と最も多く全体の30.9%を占め、次いで、40歳代、20歳代、50歳代、60歳代、75歳以上、20歳未満の順に多くなっています。（図6）

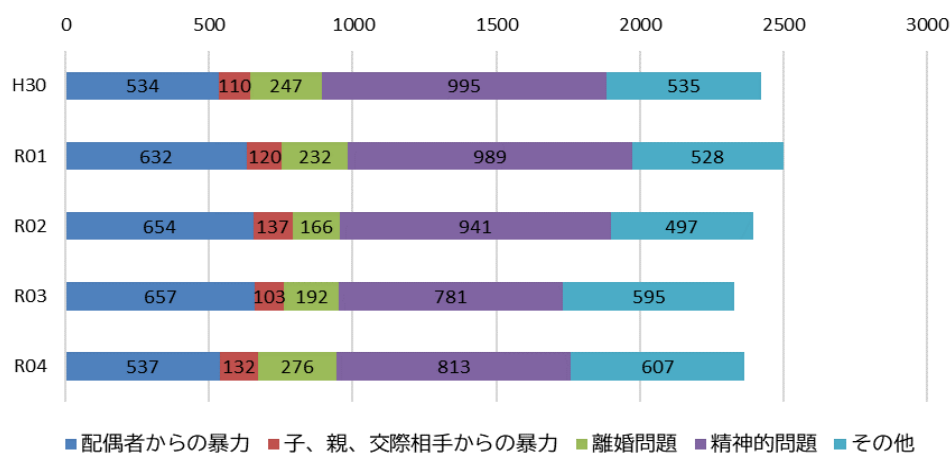
表8 女性相談件数（福井県）

| | 2018 (H30) | 2019 (R01) | 2020 (R02) | 2021 (R03) | 2022 (R04) |
|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 女性相談件数 | 2,421 | 2,501 | 2,398 | 2,328 | 2,365 |
| (対前年度比：%) | (+10.5) | (+3.3) | (-4.1) | (-2.9) | (+1.6) |
| 夜間電話相談 | 879 | 911 | 872 | 782 | 755 |
| (構成比：%) | (36.3) | (36.4) | (36.4) | (33.6) | (31.9) |

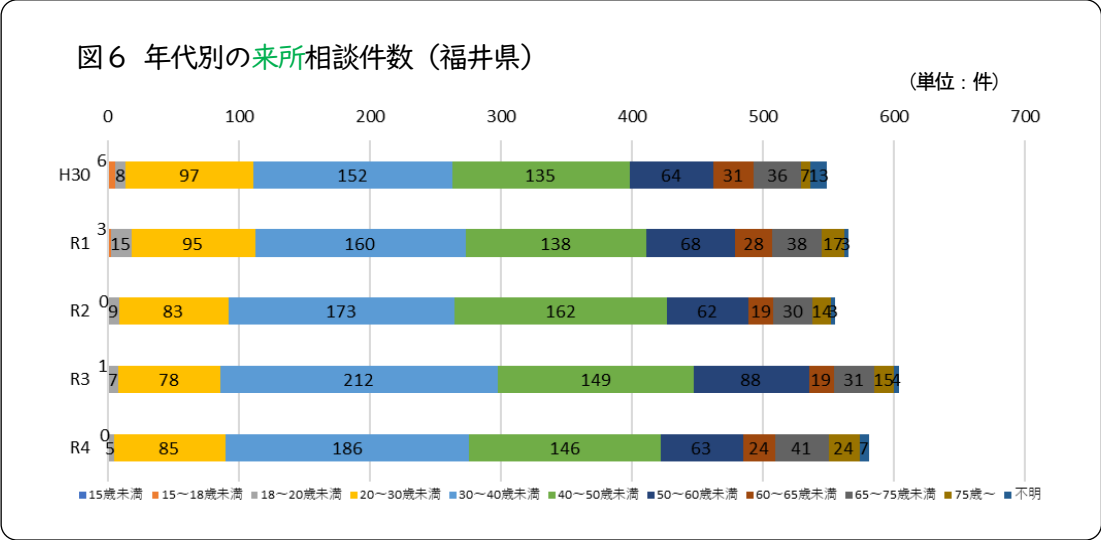
*福井県調べ

図5 主訴別の相談件数（福井県）

(単位：件)



*福井県調べ



*福井県調べ

【保護件数】

県では、県内の一時保護所、婦人保護施設において、売春防止法やDV防止法等により、女性および同伴家族の一時保護を行っています。

一時保護件数は、2013(平成 25)年度は 37 件であったものが、2018(平成 30)年度から 2022(令和 4)年度の 5 年間で 104 件、年平均 20.8 件と減少しています。(表 9)

また、婦人保護施設への入所件数は、2013(平成 25)年度は 0 件であったものが、2018(平成 30)年度から 2022(令和 4)年度の 5 年間で 6 件、年平均 1.2 件となっています。(表 9)

表 9 一時保護施設保護件数、婦人保護施設保護件数（実人員・福井県）

| | 2013 (H25) | 2018 (H30) | 2019 (R1) | 2020 (R2) | 2021 (R3) | 2022 (R4) |
|------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 一時保護施設保護件数 | 37 | 27 | 23 | 20 | 16 | 18 |
| 同伴児童数 | 21 | 17 | 16 | 14 | 10 | 9 |
| 婦人保護入所数 | 0 | 1 | 2 | 2 | 0 | 1 |
| 同伴児童数 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |

※DV 被害者を含む

*福井県調べ

現状の主な項目の推移(平成 30 年度→令和 4 年度)

- ・ DV相談延件数
2018 (H30) 年度：1,165 件 ⇒ 2022 (R4) 年度：794 件
- ・ 女性相談件数
2018 (H30) 年度：2,421 件 ⇒ 2022 (R4) 年度：2,365 件
- ・ 女性相談における主訴別相談件数
2018 (H30) 年度：精神的問題 41.1%、その他 22.1%、配偶者からの暴力 22.1%
2022 (R4) 年度：精神的問題 34.4%、その他 25.7%、配偶者からの暴力 22.7%
- ・ 若年層 (20 歳未満) からの女性相談件数 (来所による相談件数)
2018 (H30) 年度：14 件 ⇒ 2022 (R4) 年度：5 件
- ・ 県実態調査において、配偶者から暴力被害を受けたと回答した割合
2017 (H30) 年度：24.2% ⇒ 2022 (R5) 年度：22.9%
- ・ 県実態調査において、DV相談窓口を知っていると回答した割合
2017 (H30) 年度：69.5% ⇒ 2022 (R5) 年度：66.8%
- ・ 女性の一時的保護件数
2018 (H30) 年度：37 件 (うち、DV関係 13件) ⇒ 2022 (R4) 年度：18 件 (うち、DV関係 10件)

※これ以降、本計画では、婦人相談所について、令和 6 年度までのことについては「県総合福祉相談所」、令和 6 年度以降のことについては、「県女性相談支援センター」と表記します。女性相談員（婦人相談員）については、女性相談支援員と表記します。

3 主な課題

(1)多様なニーズに応じた支援機関の役割分担の明確化と質の向上

(支援機関の役割分担)

支援が必要な相談者は、男女、国籍、年齢、性的指向など、その属性は様々な方がおり、また、問題が複合的な場合も多く多様なニーズをもっている状況です。

県内では、8か所のDV被害者支援センターや県総合福祉相談所・県健康福祉センター・市に配置されている女性相談支援員等がそれぞれ相談支援を担っていますが、全てが横並びの機関として支援を行っている状況です。制度にとらわれることなく相談の間口を拡げて対応する機関、支援対象者とながら続ける支援を行っていく機関、緊急性や支援度が高いケースに対応する機関などの役割分担を明確にして、365日支援対象者のニーズに応じて適切に対応する体制を整備していく必要があります。

(支援機関、相談員の質の向上)

役割分担とともに、困難女性支援法やDV防止法の改正内容への対応や複雑化、多様化、複合化した課題への対応が的確に実践できるよう、支援機関および女性相談支援員等の質の向上や体制強化等に取り組んでいく必要があります。

(男性、性的マイノリティ、外国の方等への対応)

さらに、性別や性的指向、国籍等にかかわらず、支援を必要とする方が安心して相談できるよう、個々の支援対象者の状況や背景、特性などに応じて利用しやすい環境整備をさらに進めていく必要があります。

(2)支援対象者の状況に応じた安全な居場所の確保

(ニーズに対応した保護)

県では、DVの被害を受けた方や困難を抱える女性を保護するために、「一時保護所」における一時保護や一時避難を受け入れる民間シェルター施設の運営費に対する支援を行っています。

保護を必要とする方の中には、仕事や通学を継続したい、外部とのつながりを遮断されることに抵抗感がある、集団生活に馴染めない、男性などの理由から、保護（入

所)に至らない場合も発生しています。支援を必要とする方の個別のニーズや性別に応じた、また、住んでいる地域に関わらず、安心して利用できる保護機関等を確保していくことが必要です。

(心理的なケアの充実)

一時保護施設や一時避難を受け入れる民間シェルター施設で生活している方が、心身の健康の回復やその人らしい日常生活を取り戻せるよう、保護中からの確なアセスメントに基づいたケアを実施するなど、心理的なケアや個別的な支援を行っていくことが必要です。

(3)相談から保護、アフターケアまでつながり続ける支援体制づくり

(困難を抱える女性への支援の充実)

DV被害者に対しては、これまで、住宅確保や生活再建にかかる支援や心のケア等を行ってきました。しかし一方で、困難や生きづらさを抱える女性に対する支援は、法的な根拠が明確でなかったがために相談や保護が支援の中心で、全国でも支援の量や質にバラツキがあるのが現状です。DV被害を受けた方に限らず、困難や生きづらさを抱える女性についても、心身の健康を回復し、再び安定的な日常生活や社会生活を送ることができるよう自立支援を行っていくことが求められます。

(保護施設退所者のアフターケア)

保護施設や民間シェルターに入所した方が直面している困難は、すぐに解消されるものではありません。また、支援対象者にとっては、退所や離婚がゴールではありません。再び困難な状況に陥った際や、日常生活や社会生活を送るうえで新たに発生する不安や問題をできる限り早く察知し、(再度の)支援を円滑に実施できるよう、支援機関と支援対象者が緩やかにつながり続けることが必要になります。

(制度の狭間をつくらない体制づくり)

児童相談所と女性相談支援センター、DV被害者支援センターと女性相談支援センターなど、支援対象者の年齢や主訴により、主となって支援する機関が異なる場合があります。支援対象者やその周りの方にとって分かりやすい相談窓口や制度の周知に加え、支援機関間で円滑に連携していく必要があります。

(支援対象者の子どもに対する支援)

一時保護された女性等は保護施設で同伴家族と共に生活する場合も多く、特に同伴家族が子どもの場合は、子どもの生活にも配慮した支援が必要になります。具体的には、子どもの心身の状態を評価し心的外傷へのケアや学習支援など、一人の子

どもとして尊重された支援を行っていく必要があります。

(4)支援機関や警察、市町、民間団体など関係機関との連携強化

(警察や学校、医療機関、弁護士との連携)

支援対象者は、福祉、保健医療、子育て、教育など、多岐にわたる分野における支援を必要としている場合が多い現状にあります。支援機関が日頃から、顔の見える関係づくりや認識・課題・支援内容の共有等に取り組む必要があります。また、支援の中核を担う女性相談支援員間の連携や支援スキルの共有などを行える環境を整えることも重要です。

(民間団体等との連携)

DV被害を受けた方や困難を抱える女性への支援は、多様な機関・団体等が様々な方法で実施しています。民間団体や行政機関が互いに特徴や強みを理解し合いながら協働して支援を行っていくことが切れ目のない支援につながります。支援対象者のニーズに適切に対応していけるよう支援機関のネットワーク化を進め、互いを補完しながらきめ細かな支援を実施していく必要があります。

(5)支援につながる仕組みづくり

(支援につながる情報発信)

相談窓口や福祉サービスに関する窓口は多岐にわたっています。支援を必要とする方が、必要な時に迷うことなく確実に相談窓口につながるができるよう、わかりやすい周知を行っていく必要があります。

また、年齢や性別等の違いにかかわらず相談窓口にアクセスしやすい環境を整備していくことが重要であり、SNS等の活用なども検討が必要です。

(若年層への積極的なアプローチ)

支援を必要としながら、自身の抱える問題に気付くことなく支援につながっていない若年層の方に対し、どのように支援につなげていくかが課題です。若年の支援対象者が置かれている環境を理解し、その意思を尊重しつつ、困難な問題などを抱えている10代や20代の若年層の方に積極的にアプローチしていく必要があります。

第3章 計画の基本的方向

DVの被害を受けた方や困難な問題を抱える女性は、被害などを受けた際の困難に加え、その後の日常生活や社会生活を営むうえで様々な深刻な問題に直面することが考えられます。支援対象者や家族に対しては、安全確保に加え、包括的、継続的に自立生活を支えていくために社会資源を活用した専門的な支援を行っていくことが重要です。

また、DVの被害や女性が抱える困難な問題は、家庭内などのプライベートの空間で起きていることが多く、周りには見えにくい状況にあり、早期発見やアウトリーチ型の支援が求められています。本人の意思を尊重しながら、関係機関が協働して早期に支援につながる仕組みづくりを構築していくことが必要です。

さらに、すべての人が暴力を許さない社会づくりや、支援が必要な方を周囲が早期発見できるような取組みも進めていかなければなりません。

そこで、以下の基本的視点に立って、配偶者からの暴力の防止や被害者の保護および困難な問題を抱える女性への支援に関する施策を進めていきます。

1 配偶者からの暴力の防止および被害者の保護、困難な問題を抱える女性への支援を進める上での基本的視点

県民一人ひとりの人権が尊重され、必要な支援を受けながら、安心かつ自立して地域社会で暮らすことができるよう、地域や支援者とともに続ける施策に取り組めます。

2 基本目標と施策の体系

配偶者からの暴力の防止および被害者の保護および困難な問題を抱える女性への支援を進める上での基本的な視点や本県におけるこれまでの取組み、国の動き、社会の動き、課題を踏まえ、本計画では5つの基本目標を定め、それぞれについて取組みを進めていきます。

基本目標

基本目標Ⅰ 安心して相談できる体制づくり

女性相談支援センターや女性相談支援員を中心に、各関係機関、専門機関と連携した質の高い相談支援体制をつくります。

基本目標Ⅱ 安全確保に関する取組みの充実

一人ひとりの支援対象者の状況やニーズに応じた安全安心な居場所の確保や心身の健康の回復支援の取組みを充実します。

基本目標Ⅲ 途切れることのない自立支援

経済的な自立に加え、個々の支援対象者の状況や希望、意思に応じて、安定的な日常生活や社会生活が営めるよう、つながり続ける支援を行います。

基本目標Ⅳ 関係機関、民間団体との連携協力

福祉、保健医療、子育て、住まい、教育など各分野の関係機関や民間団体との継続した連携・協働を進め、切れ目のない支援を行っていきます。

基本目標Ⅴ 支援につながる社会づくり

人権教育や県民への普及啓発、さらには警察による抑止などを通じて、暴力の根絶や女性の人権理解の向上を進めるとともに、誰もが相談や福祉サービスにアクセスしやすい環境整備とアウトリーチ型支援の取組みを進めます。

～ 本計画における施策体系 ～

| 基本 目標 | 実施項目 | 実施施策 |
|----------------------|----------------------------------|--|
| I 安心して相談できる体制づくり | ①被害や支援ニーズの早期発見の促進 | (1)被害の発見と通報に関する県民の理解促進 |
| | | (2)医療関係者への働きかけ |
| | | (3)保健、福祉、教育関係者、民生委員・児童委員、人権擁護委員等への働きかけ |
| | | (4)関係する地域ネットワークの活用 |
| | | (5)警察の対応 |
| | ②多様なニーズに対応する相談・支援体制の充実 | (1)相談内容等の詳細な実態の把握 |
| | | (2)相談・支援に関わる関係機関の役割と連携の明確化 |
| | | (3)相談窓口や保護・支援に関する十分な情報の提供と浸透 |
| | | (4)夜間休日や災害時における相談 |
| | | (5)市町の相談・支援体制の充実 |
| | | (6)男性や性的マイノリティ、外国人などの支援対象者が利用しやすい相談体制の整備 |
| | | (7)相談支援員等の安全確保と心のケア |
| | ③職務関係者の資質向上への取組みの強化 | (1)職務関係者向けマニュアルの充実 |
| | | (2)職務関係者の資質と意識の向上 |
| | | (3)苦情処理の仕組みづくり |
| II 安全確保に関する取組みの充実 | ①一人ひとりの支援対象者の状況・ニーズに対応した保護機関等の確保 | (1)一人ひとりの支援対象者の状況に応じた保護機関の確保と保護の実施 |
| | | (2)支援対象者のニーズに対応した一時保護委託の実施 |
| | | (3)一時保護期間中の心理的ケアの強化 |
| | | (4)一時保護期間中の同伴児童へのケアの充実 |
| | | (5)高齢者施設、障がい者施設との連携 |
| | ②保護のための体制整備と安全性の確保 | (1)安全確保のための関係機関の役割と連携の明確化 |
| | | (2)保護のための体制整備と警察と連携した加害の抑止や安全確保 |
| | | (3)民間支援団体との連携による多様な避難と安全性の確保 |
| | | (4)保護の広域的対応の円滑な実施 |
| | | (5)支援対象者の個人情報保護 |

| 基本 目標 | 実施項目 | 実施施策 |
|--------------------------------|-----------------------------|--|
| Ⅲ 途切れることのない自立支援 | ①住宅の確保に向けた支援の充実 | (1)DV 被害を受けた方の公営住宅の活用促進 (2)住宅の確保に向けた支援の充実 |
| | ②生活再建のための支援の充実 | (1)生活に関する情報提供と関係機関との調整 |
| | | (2)就労に関する情報提供と関係機関との調整 |
| | | (3)ひとり親家庭支援等との連携による支援 |
| | | (4)医療保険および公的年金に関する情報提供 |
| | ③法的な手続きについての支援 | (1)DV 防止法による保護命令制度の活用 (2)日本司法支援センター（法テラス）や身近な場所で法律相談等の周知等 |
| | ④心のケアに対する支援の充実 | (1)医学的・心理的支援の充実 |
| (2)自助グループや居場所活動との連携 | | |
| ⑤支援対象者の子どもに対する支援の充実 | (1)医学面・心理面・教育面の支援の充実 | |
| | (2)学校等における被害拡大の防止と就学等支援 | |
| ⑥つながり続ける支援体制の推進 | (1)女性相談支援員を中心とした寄り添い続ける支援 | |
| | (2)児童相談所をはじめ隣接する分野との連携強化 | |
| Ⅳ 関係機関・民間団体との連携強化 | ①警察や弁護士など関係機関等との連携強化 | (1)支援機関によるネットワークの構築 |
| | | (2)関係する地域ネットワークの活用 |
| | | (3)保護の広域的対応の円滑な実施 |
| | ②市町、民間支援団体等による支援体制の推進 | (1)市町における取組みの推進 |
| (2)民間支援団体や自助グループとの連携 | | |
| (3)民生委員・児童委員、人権擁護委員等との連携 | | |
| (4)事業者や地域住民における理解の促進と支援対象者への配慮 | | |
| Ⅴ 支援につながる社会づくり | ①正しい認識を深めるための普及啓発 | (1)県における普及啓発の推進 |
| | | (2)市町における普及啓発の促進 |
| | ②若年層へのアプローチによる支援の強化 | (1)家庭や学校等におけるDVや性暴力防止教育の推進 |
| | | (2)若年層への啓発の強化 |
| | | (3)若年層へのSNSを活用した支援、女性特有の体や健康面の相談支援、アウトリーチ支援 |
| | ③警察、医療機関等と連携した未然防止等と加害者への対処 | (1)暴力や不当な勧誘等の未然防止等と組織的対処 |
| (2)DV 加害者更生対策 | | |

第4章 具体的な施策

基本目標Ⅰ 安心して相談できる体制づくり

実施項目 ① 被害や支援ニーズの早期発見の促進

[現状と課題]

DVや家族間の暴力は家庭内で行われることが多いため、外部から発見することが容易ではありません。また、今後の生活への不安や子どもの養育など様々な理由から、支援対象者も外部に支援を求めることをためらったり、家族のもとからの避難と復帰を繰り返したりする傾向があります。

このため、日常業務を行う中で支援対象者を発見しやすい医療・保健や福祉の関係者、教育関係者、地域住民など周囲の人たちが、できるだけ早い時期に被害や支援ニーズに気づき、支援機関につなげることが求められます。

ただし、その際には支援対象者の安全や意思を最大限配慮する必要があります。

また、DV防止法では、被害に気づいた第三者が被害者の意思を尊重しながら、DV被害者支援センターや警察官に通報するよう努めることも求められています。

さらに、困難女性支援法の施行に伴い、困難な問題を抱える女性が支援対象に位置付けられたことへの理解や周知を行っていくことが必要です。

◎主な実施施策

(1) 被害の発見と通報に関する県民の理解促進

県民が早期に被害や支援ニーズに気づき、支援対象者に対し適切な支援が行えるよう、DVや新たに支援対象になる性的な被害などの女性が抱える困難な問題への関心・理解を深める機会を増やすとともに、発見・通報に関する規定や方法の周知を図ります。

○支援対象者の発見・相談に関するポイントなどをわかりやすく解説したパンフレット等の配布 【児童家庭課】

○学校、事業所、民間団体等への出前講座の実施（後掲V①（1））

○メディアによる普及啓発の実施 【児童家庭課、女性活躍課】

○ショッピングセンターや駅等支援対象者の目につきやすい場所での啓発
（後掲 V①（1））

○外国語によるWebサイトの作成（後掲 I②（6））

* 「主な実施施策」中、「◎」とあるのは新規事業、「⊕」とあるのは事業内容の拡充を行った事業

(2) 医療関係者への働きかけ

DVや性的被害等を発見しやすい医療関係者には、被害の発見や通報、関係機関へつなぐ役割が期待されています。DV被害については、日常業務を行う中で支援対象者を早期に発見し、相談窓口等の情報提供や関係機関・警察への適切な通報を行えるよう、被害の発見や通報等対応に関する手引きを見直し、支援対象者の心理の特徴や医療関係者に期待される役割等について周知を図ります。

○「医療関係者向けDV発見・通報の手引き」の周知【児童家庭課】

○初期臨床研修時などの医師教育の場における支援方法等の研修【児童家庭課】

(3) 保健、福祉、教育関係者、民生委員・児童委員、人権擁護委員等への働きかけ

家庭との接触が多い保健・福祉関係者や教育機関における職務関係者、地域住民と密接に関わる民生委員・児童委員、人権擁護委員等に、研修等を通じ、支援対象者の早期発見・適切な情報提供、支援機関への橋渡しなどを担ってもらうため、関係機関との連携に努めます。

○保健、福祉、教育関係者等を対象とした出前講座の実施【児童家庭課】

○民生委員・児童委員、人権擁護委員に対する研修の実施【児童家庭課、地域福祉課】

(4) 関係する地域ネットワークの活用（後掲 IV①（2））

(5) 警察の対応

警察は、DV等の被害から人身の安全を確保するための対応要員を警察本部に24時間体制で配置し、各警察署と連携し事案の危険性・切迫性を迅速に判断して、被害者保護を最優先した事件検挙や被害の拡大を防止するための対応を行います。

【警察本部】

実施項目 ② 多様なニーズに対応する相談・支援体制の充実

[現状と課題]

支援対象者は、様々な問題に複合的に直面し、孤立・孤独の状態では生活している場合も多く、いつでも安心して相談ができ、個々の支援対象者に応じた適切で専門的な支援が受けられる体制が求められます。

そのため、支援対象者に、新たに困難女性支援法において規定する相談支援の対象者を明確に位置づけ、DV被害者および困難な問題を抱える女性に対して、女性相談支援センター、DV被害者支援センター、福祉事務所、警察等の関係機関のほか、裁判所や民間支援団体など多くの機関や職務関係者が役割分担を明確にして連携しながら、体系的かつ包括的な支援を行う必要があります。

このほか、性別、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性への理解、外国人など言語が壁となっている方への支援など、多様なニーズに対応できる相談体制の充実に努めていく必要があります。

◎主な実施施策

(1) 相談内容等の詳細な実態の把握

支援対象者の生活環境や相談後の状況など、より詳細なデータ把握と分析を進め、きめ細かに支援施策に反映します。

○相談シートの導入による相談の詳細な情報の収集と分析 【児童家庭課】

(2) 相談・支援に関わる関係機関の役割と連携の明確化

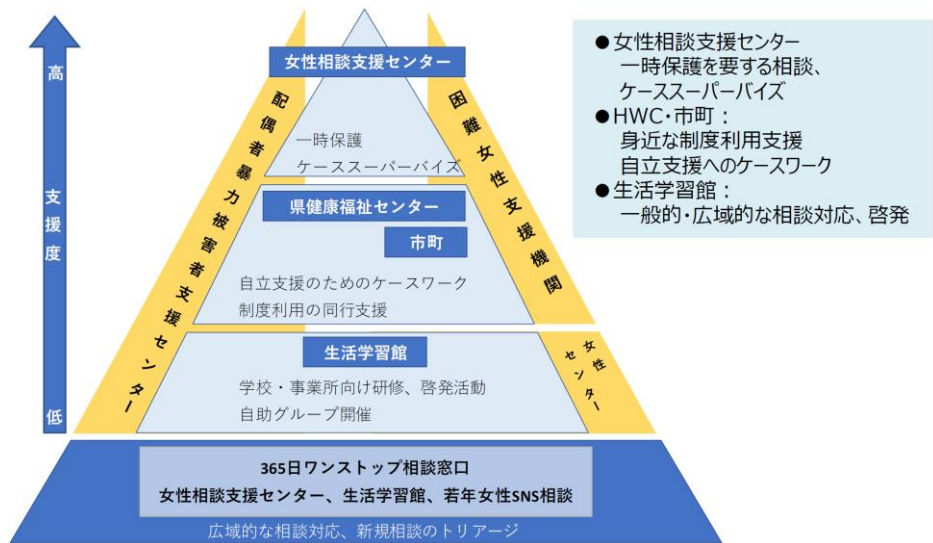
相談内容にかかわらず、支援対象者や支援ニーズに気づいた第三者からの相談に速やかに応じ、支援対象者の保護、心身の健康の回復・自立支援を適切に進めるため、女性相談支援センターを中核とした関係機関等の役割や責任、具体的な支援内容等の明確化を図り、チームによる支援を一層強化します。

㊦女性相談支援センターを中核とした相談体制の再構築 【児童家庭課、女性活躍課】

㊧SNS等を活用した相談窓口の設置 (後掲 V②(3))

○「支援関係機関連携マニュアル」の充実 (後掲 I③(1))

【女性相談支援センターを中核とした相談体制の再構築のイメージ（各機関の主な役割）】



(3) 相談窓口や保護・支援に関する十分な情報の提供と浸透

支援対象者が相談や支援を必要とする時に躊躇することがないように、相談窓口や支援に関するわかりやすい情報発信を行い、県民への浸透を図ります。

また、各支援機関は、支援対象者が心身の健康を回復し、安心して自立した生活を送ることができるよう必要な情報を収集し、情報提供するとともに、支援対象者がどこにいても同様の支援が提供されるよう、他の相談機関、市町、警察、医療機関等に対しても支援等の情報提供を行います。

○DV、児童虐待、家族間暴力、性被害防止などの啓発キャンペーンの実施

【児童家庭課、警察本部】

○支援対象者の発見・相談に関するポイントなどをわかりやすく解説したパンフレット等の配布（再掲 I ①（1））

(4) 夜間休日や災害時における相談

夜間や休日が発生する相談に即座に対応するため、毎日夜間（17時15分から22時まで）および休日における相談を引き続き実施するとともに、SNS相談の開設を検討します。

また、国の24時間電話・メール・SNS相談も積極的に活用し、24時間365日相談可能であることを県民に周知します。

さらに、災害時には避難所などへDVや性被害等の予防に関する注意喚起や、相

談窓口の周知を図ります。

- ㊦365 日電話相談窓口の開設と周知【児童家庭課、警察本部】
- 国が実施する 24 時間・365 日相談の周知【児童家庭課】
- 避難所や仮設住宅に対する相談窓口の周知【児童家庭課】

(5) 市町の相談・支援体制の充実

DV や困難を抱える女性にかかる県の相談体制や支援事業について市町に周知するほか、市の女性相談支援員や市町のDV・困難を抱える女性支援担当部署の相談窓口対応力の向上を支援します。

- DV や困難な問題を抱える女性支援にかかる県事業の利用促進【児童家庭課】
- 基礎的な知識を学ぶ初任者研修の実施【児童家庭課】
- 相談窓口の対応力向上のための専門研修の実施【児童家庭課】

(6) 男性や性的マイノリティ、外国人などの支援対象者が利用しやすい相談体制の整備

支援対象者の性別や国籍に関わらず、的確に相談支援につながるよう、女性の相談員に加え、男性相談員の配置や性的マイノリティ、外国人の方などが相談しやすい環境を整備します。

また、DV 被害や性被害を受けた男性からの相談についても、本人の意思を尊重しながら適切な支援機関と連携し、支援が途切れることのないよう相談支援を進めていきます。

- ㊦男性相談員による相談の実施と周知【児童家庭課】
- ㊦男性からの相談対応マニュアルの整備【児童家庭課】
- 外国人向け相談の実施【児童家庭課、女性活躍課】
- 外国語による Web サイトの作成【児童家庭課】（再掲 I ①（1））
- ㊦支援機関等に外国語の翻訳ができる端末の整備【児童家庭課】
- 外国語通訳の派遣【児童家庭課、国際経済課】
- 国の 24 時間電話相談（英語、中国語など9か国語対応）の活用（再掲 I ②（4））
- 性自認が女性であるトランスジェンダーの方について、最大限可能な支援の検討【児童家庭課】

(7) 相談支援員等の安全確保と心のケア

女性相談支援員等は、支援対象者から深刻な被害状況等について数多くの話を聴

くうち、自らも同様の心理状態に陥る「代理受傷」を体験したり、納得いく解決策を容易に見出せず、無力感、虚脱感を感じるようになる「バーンアウト（燃えつき症候群）」状態に陥ったりすることがあります。

そこで、女性相談支援員等自身が心身ともに健康な状態で相談を行うため、女性相談支援員等の所属する組織としての相談支援体制を強化するほか、メンタルヘルスケアの充実、複雑で困難な事例への専門家からのアドバイスを行います。

また、女性相談支援員等が支援の過程で、加害者等から危害を加えられることを防ぐため、警察と連携して対応するなど、女性相談支援員等の安全確保に努めます。

さらに、女性相談支援員等の処遇の充実が図られるよう、国等に対して、財政措置の拡充を含め、制度の改善を求めています。

○スーパーバイザー制度の柔軟な運用と充実【児童家庭課】

○女性相談支援員等が所属する組織内でのヘルスケアの充実【児童家庭課】

○女性相談支援員等²の処遇改善を国等へ働きかけ【児童家庭課】

²女性相談支援員、女性相談支援センターの女性相談を担当する職員、配偶者暴力被害者センターのDVを担当する職員、福祉事務所のDVや女性相談を担当する職員、生活学習館の女性総合相談員等

実施項目 ③ 職務関係者の資質向上への取組みの強化

[現状と課題]

相談や支援に携わる職務関係者には、それぞれの立場において支援対象者の特質を踏まえた適切な対応を行うことが求められます。相談者の中には、障がい者や高齢者など特別な配慮が求められる人もいます。また、性的マイノリティに対する理解を進め、適切な対応を行う必要があります。

職務関係者の不適切な対応によって支援対象者の安全を脅かし、その心に一層の傷を与える「二次的被害」を防止するためにも、支援対象者の置かれた環境や心身の状態、DVの特性などについての深い理解、秘密の保持への十分な配慮が必要です。

さらに、職務関係者が職務の執行に関して支援対象者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速に処理することが必要です。

◎主な実施施策

(1) 職務関係者向けマニュアルの充実

支援対象者の相談、保護、自立支援に携わる職務関係者が、連携しながらチームで適切かつ継続的に対応できるよう、実務に役立つノウハウを盛り込んだ詳細な職務関係者向け対応マニュアルの充実を図ります。

○「支援関係機関連携マニュアル」の充実（再掲I②（2））

(2) 職務関係者の資質と意識の向上

職務関係者³が、近年の社会情勢や困難の特性等を理解して、支援対象者の意思を尊重しながら寄り添った支援を行えるよう、また、効果的な支援の手法などの専門的知識をもって支援が実践されるよう職務関係者の役割や経験、職務内容に応じた体系的な研修を定期的に継続して行い、職務関係者の資質、意識の向上を図ります。さらに、全国で蓄積されたノウハウ等を共有できるよう、国などが行う外部機関の研修への参加も支援します。

また、関係機関のチームによる支援の推進を図る上で、個人情報の取扱いの徹底を図ることは重要であるため、情報管理や情報共有のルールについて研修等を通じて徹底します。

³ 県、市町、県女性相談支援センター、県生活学習館、県健康福祉センター、県人権センター、県児童相談所、県精神保健福祉センター、福祉事務所、教育委員会、警察、幼稚園、学校、保育所、認定こども園、検察庁、法務局、裁判所、医療機関、社会福祉施設、国際交流協会等の各職員、民生委員・児童委員、人権擁護委員、調停委員、弁護士、公証人、通訳者、民間支援団体等

- 基礎的な知識を学ぶ初任者研修の実施（再掲Ⅰ②（５））
- 複雑な事例の対応方法等を学ぶ専門研修の実施【児童家庭課】
- ㊦女性相談支援員等同士による研修や事例検討の実施（後掲Ⅳ①（１））
- 国や専門機関が行う研修への参加促進【児童家庭課】
- 個人情報の管理についての研修の実施【児童家庭課】（後掲Ⅱ②（５））

（３）苦情処理の仕組みづくり

男女共同参画や社会福祉事業に関する苦情等処理ルールを準用して、職員の職務の執行に関する苦情を適切かつ迅速に処理します。また、そのルールを周知します。

- 苦情処理のための統一ルールの周知【女性活躍課、児童家庭課】

基本目標Ⅱ 安全確保に関する取組みの充実

実施事項 ① 一人ひとりの支援対象者の状況・ニーズに対応した保護機関等の確保

[現状と課題]

DV防止法や困難女性支援法では、DV被害を受けた方や困難を抱える女性の一時保護についての規定が置かれています。保護が必要な支援対象者を、躊躇なく安全な居場所で保護できる環境を整備しておくことは重要です。

しかしながら、集団生活に馴染めない方や、外部と遮断される一時保護施設の利用に抵抗感のある方、通勤や通学などのため保護が難しい方など保護が必要な方が必ずしも一時保護につながっているとは言えない状況です。日常生活や社会生活を継続できる保護施設や民間シェルターなど、ニーズに応じた多様な居場所の確保が必要です。

また、心身の健康の回復のためには、支援対象者や同伴家族の抱える問題や心身の状況、その背景等を適切に把握するためのアセスメントが重要です。

◎主な実施施策

(1) 一人ひとりの支援対象者の状況に応じた保護機関の確保と保護の実施

保護を必要とする支援対象者が、安心して見守られながら、家庭的な環境で過ごすことができる一時保護施設や女性自立支援施設を充実します。

- 一時保護施設、女性自立支援施設における保護の実施【児童家庭課】
- ㊦一時保護施設、女性自立支援施設の環境改善【児童家庭課】
- 一時保護期間中の通院等に必要な医療費等の支援【児童家庭課】

(2) 支援対象者のニーズに応じた一時保護委託の実施

集団生活になじめない支援対象者やDV被害を受けた男性、性的マイノリティの方、障がいの状況等に応じて保護が実施できるよう民間支援団体等と連携し、一時保護委託先を確保します。また、社会生活を継続しながら利用可能とするため、地域的な偏りがないよう一時保護委託先を確保します。

- ㊦一時保護委託先の確保と委託の実施【児童家庭課】
- 緊急一時保護制度の積極的な運用【児童家庭課】

(3) 一時保護期間中の心理的ケアの強化

一時保護期間中において、本人の意思を尊重しながら、心理的アセスメントを行い、必要に応じてカウンセリングをはじめとする心理的・医療的な支援を実施します。

㊦一時保護施設や女性自立支援施設入所者への心理的アセスメントの実施

【児童家庭課】

(4) 一時保護期間中の同伴児童へのケアの充実

支援対象者に同伴する子どもがいる場合、児童虐待を受けている場合があることや就学中であることなどへの配慮が必要であるため、児童相談所において心理的ケアを実施するほか、教育委員会や学校、児童の一時保護施設等とも連携し、適切な教育機会の確保に努めます。

○児童相談所による同伴する子どもの面談や心理判定など心のケアの実施

【児童家庭課】

○同伴する子どもに対する学習支援、生活支援【児童家庭課】

(5) 高齢者施設、障がい者施設との連携

支援対象者が高齢者や障がい者の場合には、本人の希望や身体等の状況を踏まえて、高齢者施設や障がい者施設で一時保護対応を進めます。

○高齢者施設、障がい者施設での一時保護受入れの促進【児童家庭課、長寿福祉課、障がい福祉課】

実施事項 ② 保護のための体制整備と安全性の確保

[現状と課題]

保護を必要とする支援対象者の中には、安全を確保するため、自身の避難場所や連絡先などを秘匿することが求められる場合があります。そのため、住居等情報の管理や移送時・保護中の徹底した安全の確保が求められます。

◎主な実施施策

(1) 安全確保のための関係機関の役割と連携の明確化

支援対象者や同伴する子ども等の安全が確保されるよう、女性相談支援センターやDV被害者支援センターをはじめとする関係機関⁴が果たすべき役割や責任、連携

⁴ 県女性相談支援センター、県健康福祉センター、県生活学習館、市福祉事務所、県・市町関係課、警察、医療機関等

の明確化や保護対象者の情報管理の徹底に努めます。【児童家庭課】

(2) 保護のための体制整備と警察と連携した加害の抑止や安全性の確保

支援対象者を保護する際には、警察やDV被害者支援センターなど関係機関が連携を図り、相談窓口から一時保護施設まで加害者等から危害が加えられることのない安全な保護体制の整備に努めます。

また、現にDVが行われていると認められる場合は、警察はDV被害を受けた方の安全を第一として、加害者の検挙等にあたるとともに被害を受けた方の保護措置を実施します。

- 一時保護施設における警備強化【児童家庭課】
- 国のDV加害者対応マニュアルの周知【児童家庭課】
- 相談支援機関等と警察との連携強化【児童家庭課、警察本部】

(3) 民間支援団体との連携による多様な避難と安全性の確保

支援対象者の様々な事情やニーズに対応できるよう、支援対象者を支援する民間支援団体や社会福祉施設への協力を求め、多様な避難方法の確保に努めます。また、一時避難を受け入れる施設における機械警備の導入など安全対策強化の支援を行います。

- 民間支援団体等への協力の働きかけ【児童家庭課】
- 一時避難を受け入れる施設の運営費や安全対策強化の支援【児童家庭課】

(4) 保護の広域的対応の円滑な実施

加害者の追跡から逃れるため、DV被害を受けた方が県外に避難する場合には、被害を受けた方の移送など県外施設との県域を越えた広域的な連携を進めます。

- DV被害を受けた方の支援のための県外一時保護施設との連携【児童家庭課】

(5) 支援対象者の個人情報保護

支援対象者がDVなどの暴力被害者の場合、被害者にかかる行方不明者届を加害者から受理しないなど、支援対象者情報を保護する支援措置の適切な運用や「住民基本台帳の閲覧制限」を市町に周知し、その徹底に努めます。

- 被害者の情報を守る制度の周知および適切な運用【児童家庭課、市町協働課、警察本部】
- 個人情報の管理についての研修の実施（再掲I③(2)）

○達成を目指す目標

| 項目 | 令和5年度時点 | 令和10年度 |
|-------------|---------|--------|
| 一時保護が可能な施設数 | 2施設 | 5施設 |

基本目標Ⅲ 途切れることのない自立支援

実施項目 ① 住宅の確保に向けた支援の充実

[現状と課題]

支援対象者が、これまでの生活の場を離れて新たな場所で自立した生活を送るには、その居住の安定を図ることが重要です。しかし、経済的事情や頼れる親族・身寄りや知人がいないため保証人が見つからない、心理的な理由で帰宅することができないなどの理由から、住宅の確保が困難な場合があります。社会活動、就職活動、子育てなどを行っていくうえで、安定した生活の拠点を確保することは自立に向けた重要な取組みです。

◎主な実施施策

(1) DV被害を受けた方の公営住宅の活用促進

県では、DV被害を受けた方を申込順によらず優先的に入居者として決定し、収入額認定や連帯保証人の取扱い等、支援対象者の特性に最大限に配慮するなど、引き続き県営住宅の柔軟な制度運用を図ります。

また、市町営住宅においても優先入居等が図られるよう、機会をとらえて市町に働きかけ、協力を求めています。

○県営住宅入居に必要な連帯保証人の弾力的な運用等【児童推進課、建築住宅課】

○県営住宅への優先入居制度⁵の周知【児童家庭課、建築住宅課】

○市町営住宅への優先入居制度導入に向けた働きかけ【児童家庭課、建築住宅課】

(2) 住宅の確保に向けた支援の充実

女性相談支援センターや福祉事務所などの相談支援機関において、必要に応じ、公営住宅や民間賃貸住宅等に関する制度や物件の情報を収集し、支援対象者へ提供します。

また、これまでDV被害を受けた方を対象に実施してきた、一時保護期間中の支援対象者への賃貸住宅費用の一部支援や入居保証料を確保できない支援対象者のための費用支援について、対象者を、DV被害を受けた方以外の支援対象者へ拡大し、希望する場所での自立生活をサポートします。

⁵ 県営住宅について、配偶者からの暴力の被害者は、複数の優先入居可能住宅へ申込みをすることができ、かつ、申込順によらず優先的に入居者として決定される。

さらに、必要に応じて、女性相談支援センターと警察が連携し、警察官による住宅周辺のパトロールを行うなど、支援対象者の住宅の一層の安全確保を図ります。

㊦住宅確保のために必要な費用の支援

㊧入居保証料の支援【児童家庭課】

○身元保証人制度の利用促進⁶【児童家庭課】

○住宅に関する情報提供【女性活躍課、児童家庭課】

○警察と連携した一層の安全性の確保【児童家庭課、警察本部】

実施項目 ② 生活再建のための支援の充実

[現状と課題]

支援対象者が家族から離れ、日常生活、社会生活を円滑に営む上では、経済的な問題や就職、離婚さらには子育てなど多岐にわたる問題の解決が必要であり、本人の意思や個々の状況に応じて適切な情報を提供し、就業・子育て等に対する多様なサービスを調整し、支援につなげることが必要です。

◎主な実施施策

(1) 生活に関する情報提供と関係機関との調整

女性相談支援センターや福祉事務所等において、支援対象者に、児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭への医療費助成、保育料軽減策、生活保護等の支援制度についての情報提供を行うとともに、申請の窓口となる機関との連携を図りながら、利用の支援を行います。

○支援制度に関する情報提供と実施機関との連携【児童家庭課】

○生活困窮の状況に応じた、生活困窮者自立相談支援機関⁷との連携

【児童家庭課、地域福祉課】

(2) 就労に関する情報提供と関係機関との調整

女性相談支援センターや福祉事務所等において、支援対象者の状況に応じ、ふくい女性活躍支援センター、公共職業安定所（マザーズコーナー）、職業訓練施設、職業訓練制度、各種給付金事業等についての情報提供と助言を行い、関係機関との連絡調整

⁶ 一時保護施設等を退所する支援対象者が、就職やアパート等を賃借する際に、施設長が身元保証人となる制度

⁷ 就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった一人ひとりの状況により、経済的に困窮し、最低限度の生活ができなくなるおそれがあるが、生活保護を受けていない「生活困窮者」に対して、自立までを包括的継続的に支援する機関。また、「生活困窮者」の子どもへの学習・生活支援事業にもつないでいる。県の各健康福祉センターおよび市に設置されている。

や利用の支援を行います。

- 就労に関する情報提供と実施機関との連携【児童家庭課、労働政策課】
- ふくい女性活躍支援センターによる就職支援【女性活躍課、児童家庭課】
- 就職活動に要する経費の支援【児童家庭課】

(3) ひとり親家庭支援等との連携による支援

女性相談支援センターや福祉事務所等において、母子家庭等就業・自立支援センターや母子・父子自立支援員等と緊密な連携のもと、ひとり親家庭等への経済的支援や家事支援、仕事・資格取得支援等のサービスを調整し、個々の支援対象者に応じた自立をサポートしていきます。

- ひとり親家庭等に対する生活支援に関する情報提供【児童家庭課】
- 母子家庭等就業・自立支援センター、母子・父子自立支援員との連携による生活支援、就業支援【児童家庭課】

(4) 医療保険および公的年金に関する情報提供

女性相談支援センターや福祉事務所等において、支援対象者一人ひとりの実情に応じて、健康保険や国民健康保険等および国民年金や厚生年金等の制度、加入手続、保険料や保険税の軽減・免除措置等に関する情報を提供します。

- 医療保険制度や公的年金制度に関する情報提供と実施機関との連携【児童家庭課】

実施事項 ③ 法的な手続きについての支援

[現状と課題]

DV防止法に基づく保護命令制度の活用を図るとともに、支援対象者が抱える離婚、子どもの養育費や面会交流の問題等を解決するため、法的手続きについて支援を行うことが必要です。

2023（令和5年）年のDV防止法の改正では、保護命令の対象が「身体に対する暴力を受けた者、生命又は身体に対する加害の告知による脅迫を受けた者」に加えて、「自由、名誉又は財産に対する加害の告知による脅迫を受けた者」が追加されており、一層の周知が必要です。

◎主な実施施策

(1) DV防止法による保護命令制度の活用

DV被害を受けた方が保護命令制度を円滑かつ迅速に利用できるよう、DV被害者支援センター等において、DV防止法改正に伴う対象者の拡大をはじめとした保護命令制度についての情報提供等を行い、一層の周知に努めます。

○保護命令対象の拡大についてホームページ等での周知【児童家庭課】

(2) 日本司法支援センター（法テラス）や民事法律扶助制度の周知等

支援対象者が抱える民事紛争の解決を援助するため、日本司法支援センター⁸のDV等被害者法律相談援助制度⁹や民事法律扶助制度¹⁰、県・市町で実施する法律相談等の法的な支援制度について広く周知します。

また、DV被害者支援センター等において、支援対象者に対し紛争解決のための情報提供を行うとともに、弁護士や調停委員、裁判所等に対し安全確保のための配慮を行うよう働きかけに努めます。

○法的支援制度についての情報収集と周知【児童家庭課】

○身近な場所での無料法律相談の実施【児童家庭課、地域福祉課】

○弁護士会が開催する連絡会議等への参画・連携【児童家庭課】

実施事項 ④ 心のケアに対する支援の充実

[現状と課題]

支援対象者は、心的な外傷を抱えている場合や、差別や社会的排除等の経験に起因した心の傷を負っていることが少なくありません。自立した日常生活、社会生活を営むためには、心理面の回復・安定が欠かせません。

このため、女性相談支援センターにおける心理学的諸検査や面接の実施、精神保健福祉センターや自助グループとの連携した医学的・心理学的な心のケアが必要です。

◎主な実施施策

(1) 医学的・心理的支援の充実

⁸ 総合法律支援法に基づき、「全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会の実現」という理念の下に設立された、国民向けの法的支援を行う中心的な機関

⁹ DV、ストーカー等を現に受けている方を対象に、資力を問わない法律相談を行う制度

¹⁰ 経済的に余裕がない方への無料法律相談の実施、弁護士の費用等の立替えを行う制度

暴力や性被害等により、心的外傷後ストレス障害（PTSD）¹¹等の心理的被害を受けた支援対象者に対し、医師、公認心理師、臨床心理士等の専門家による定期的かつ継続的な相談の場の提供を行います。

○精神保健福祉センター、生活学習館における「こころの相談」の実施

【障がい福祉課、女性活躍課】

○福祉事務所、保健所における精神保健に関する支援【児童家庭課、障がい福祉課】

○性暴力救済センターにおける性犯罪、性暴力被害への心理的支援の実施

【県民安全課】

㊦一時保護期間中の全ての入所者への心理学的諸検査の実施【児童家庭課】

（２）自助グループや居場所活動との連携

DV被害を受けた方などの自助グループは、その体験や感情を共有し、情報交換する場や行政（相談）とつながるきっかけを提供しています。また、被害を受けた方の立場に立って支援対象者が抱える課題にきめ細かく対応するとともに、支援対象者の実情やニーズを社会に伝える役割を果たしています。

また、一時保護を受けた支援対象者が、退所後に、同じ経験をもつ方などとゆるやかにつながれる居場所があることも安定的な生活を営む上で重要です。

このような自助グループや居場所活動の自主性を尊重しつつ、行政機関等と連携してさらに充実した活動ができるよう支援を行います。

○自助グループや居場所活動への県の施策等の情報提供【児童家庭課】

○自助グループや居場所活動との意見交換【児童家庭課】

㊦自助グループや居場所活動への支援【児童家庭課】

○ふくいウィメンズ・オアシスにおける支援【女性活躍課】

¹¹ 自分ではどうしようもできない圧倒的な被害体験や強い恐怖感を伴う体験に直面した場合に生じる特徴的な精神障害。症状として、自分が意図しないのにある出来事が繰り返し思い出され、そのときに感じた苦痛などの気持ちがよみがえったり、体験を思い出すような状況や場面を、意識的または無意識に避け続けたり、あらゆる物音や刺激に対して過敏に反応し、不眠やイライラが続いたりすること等があります。

実施事項 ⑤ 支援対象者の子どもに対する支援の充実

[現状と課題]

支援対象者が子どもを同伴している場合、同伴している子どもは被虐待児であったり、心的外傷を抱えている可能性が高いため、心理的ケアを行うとともに、できる限り親子での一時保護となるよう配慮することが必要です。

また、支援対象者に同伴する子どもの教育や養育環境を整えることや子どもの安全を確保すること、情報を漏えいすること等がないよう努めることが必要です。

さらに、住民票がなくても子どもの転入園、転入学が可能である等、就学手続きに関する必要な情報を支援対象者に提供することが必要です。

◎主な実施施策

(1) 医学面・心理面・教育面の支援の充実

被害を受けた支援対象者の子どもは、表面に現れなくても心理的に深く傷ついている場合があるため、個々の状況に応じて、児童相談所等と密接に連携し、医師、児童心理司、スクールカウンセラー、保健師等による継続的な心のケアに努めます。

また、一時保護期間中などにおいても、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、児童相談所や教育委員会・学校と連携して学習機会の確保に努めます。

さらに、支援対象者における養育が難しい場合などは、必要に応じて、ショートステイや社会的養護等の適切な支援につなげていきます。

㊦児童相談所による一時保護同伴児童の面談や心理判定など心のケアの実施

【児童家庭課】

㊦女性相談支援センターと児童相談所の連携による学習支援の実施 【児童家庭課】

㊦県や市町の女性福祉部門と児童福祉部門の連携による養育支援 【児童家庭課】

○専門的機関によるこころのケアの実施 【児童家庭課、障がい福祉課、高校教育課、義務教育課】

○精神保健福祉センターの活用 【障がい福祉課】

(2) 学校等における被害拡大の防止と就学等支援

幼稚園教諭や保育士、保育教諭、小学校教諭など保育、教育現場で子どもと直接関わる関係者に対し、DV等が子どもに与える影響と教育機関としての必要な支援、支援対象者の子どもの権利等についての理解促進を図ります。

また、不適切な対応により支援対象者の子どもの安全性を脅かし、その心に一層の傷を与える二次的被害の防止、支援対象者情報の管理の徹底を働きかけます。

さらに、女性相談支援センターや福祉事務所等において、転入園、転入学等の就学手続きに関する必要な情報を支援対象者に提供します。

○DV等が子どもに与える影響について保育や教育現場関係者の理解を深める
研修会の開催【児童家庭課、大学私学課、義務教育課】

○学校等における支援対象者とその子どもへの配慮の働きかけ
【児童家庭課、大学私学課、高校教育課、義務教育課】

○転入園、転入学等の就学手続きに関する情報提供【児童家庭課】

実施事項 ⑥ つながり続ける支援体制の推進

[現状と課題]

支援対象者への支援にあたっては、抱える問題が複合的であり、関係機関が多岐にわたることが多いです。これらの関係機関が、認識を共有しながら連携を図り、寄り添いつながり続ける支援や制度の狭間を作らない支援を行っていくことが必要です。

◎主な実施施策

(1) 女性相談支援員を中心とした寄り添い続ける支援

福祉事務所等に配置されている女性相談支援員を中心に、関係機関がチームになって、支援対象者に寄り添いつながり続ける支援を行っていきます。

○女性相談支援員を中心としたケースワークの実施【児童家庭課】

④福井県DV・困難女性支援調整会議の開催（後掲Ⅳ①（1））

④地区別DV・困難女性支援実務者会議の設置（後掲Ⅳ①（1））

(2) 児童相談所をはじめ隣接する分野との連携強化

支援対象者の問題が複合的で、支援機関が多岐にわたる場合や、支援期間中に対象となる支援や機関が変更になる場合なども、各支援機関が責任をもって引継ぎ、支援が途切れることのないよう連携していきます。

④女性相談支援センターと児童相談所の情報の共有と一体的な支援【児童家庭課】

④女性相談支援員の要保護児童対策地域協議会への参画の働きかけ【児童家庭課】

④女性相談支援員の高齢者、障がい者支援個別ケース会議への参画の働きかけ

【児童家庭課、長寿福祉課、障がい福祉課】

④地区別DV・困難女性支援実務者会議の設置【児童家庭課】（再掲Ⅳ①（1））

○達成を目指す目標

| 項目 | 令和5年度時点 | 令和10年度 |
|--------------------|---------|--------|
| 悩みなどを共有できる 居場所数 | 3か所 | 6か所 |

※箇所数は県が把握している団体数

基本目標Ⅳ 関係機関、民間団体との連携協力

実施項目 ① 警察、弁護士など関係機関等との連携強化

[現状と課題]

支援対象者の保護や自立支援等には、関係機関や民間団体が共通認識を持ち、それぞれの立場から役割を果たしながら連携して取り組む必要があります。そのため、各施策の進捗や評価、課題の洗い出しや調整などについて関係機関が集い協議を行う場が必要です。

さらに、地域において関係機関が個人情報の保護に十分留意した上で情報を共有し、課題に関する意見交換やサービス等の利用調整などを行う場を設ける必要があります。

また、DVや困難な問題を抱える女性支援については、福祉、保健医療、子育て、住まい、教育など関連する分野が多岐にわたっており、「要保護児童対策地域協議会」や「高齢者虐待防止ネットワーク」、市町の地域包括支援センター、犯罪被害者等支援連絡協議会などとの連携が必要です。

◎主な実施施策

(1) 支援機関によるネットワークの構築

各機関の代表者や責任者が参加し、県内情勢の共有、施策の検討、機関相互の連絡調整、広域的な連携等の協議を行う「福井県DV・困難女性支援調整会議」を開催します。

また、女性相談支援員同士の連絡会・事例検討会の開催や、地区別の実務者会議を設置し、女性相談支援員等、警察、民間支援団体など実務関係者の一層の連携強化を図ります。

●福井県DV・困難女性支援調整会議の開催（再掲Ⅲ⑥（1））

●地区別DV・困難女性支援実務者会議の設置（再掲Ⅲ⑥（1））

●女性相談支援員連絡会の開催【児童家庭課】

●女性相談支援員等同士による研修や事例検討の実施（再掲Ⅰ③（2））

○個別ケース会議の開催【児童家庭課】

○各関係機関が情報共有を行うための相談共通シートの導入【児童家庭課】

(2) 関係する地域ネットワークの活用

女性相談支援センターやDV被害者支援センターが、児童虐待や高齢者虐待の防

止、犯罪被害者等支援のためのネットワーク等と情報交換し、連携、協力を図り、途切れない支援を実践していきます。

- 支援関係者の「顔の見える関係づくり」の促進【児童家庭課】
- 要保護児童対策地域協議会等との連携【児童家庭課】
- 「支援関係機関連携マニュアル」の充実（再掲Ⅰ②（２））

（３）保護の広域的対応の円滑な実施（再掲Ⅱ②（４））

実施項目 ② 市町、民間支援団体等による支援体制の推進

[現状と課題]

市町は住民に最も身近な窓口であり、住民基本台帳や医療保険、公的年金、福祉サービスなどの資源の実施主体であるため、DV被害者や困難を抱える女性への支援を継続的に実施していくためには、市町との協働した取組みが必要不可欠です。

支援対象者は居住地を離れて新たな生活を始める場合があるため、転居先で安心して生活できるよう、前住所地と転居先の市町の連携が必要です。

また、切れ目のない支援や継続的な支援を実施していく上では、民間シェルターの運営や困難な問題を抱える女性への支援技術を持つ民間支援団体との協働も重要です。

◎主な実施施策

（１）市町における取組みの推進

DV防止や困難な問題を抱える女性支援施策の充実のため、市町における基本計画策定の支援などを行います。

- 市町における基本計画策定の支援【児童家庭課】
- 市町における相談状況の把握とフィードバック【児童家庭課】

（２）民間支援団体や自助グループとの連携

民間シェルターの運営や困難な問題を抱える女性への支援技術を持つ民間団体、自助グループとの連携を強化し、それぞれの強みを活かした相互連携による支援を実施していきます。

また、切れ目のない包括的な支援には、民間支援団体の機動的な対応が重要な資源であることから、県や市町と連携が可能な民間支援団体等を情報収集するとともに

に、団体の支援・育成に取り組んでいきます。

○民間支援団体等の活動への参加や支援【児童家庭課】

㊦民間団体による若年層へのアウトリーチ支援（後掲 V②（3））

㊧一時保護委託先の確保と委託の実施（再掲 II①（2））

○県が行う研修への民間支援団体等の参加呼びかけ【児童家庭課】

（3）民生委員・児童委員、人権擁護委員等との連携（再掲 I①（3））

（4）事業者や地域住民における理解の促進と支援対象者への配慮

職場や地域住民の方にDV被害や困難な問題を抱える女性に対する理解を深めてもらうため、事業者や民間団体に対し普及啓発に努めます。

また、職場において支援対象者に対する情報提供、個人情報保護等、支援対象者が安全に就労を継続できるための配慮がなされるよう、事業所や民間団体に対し促します。

○事業所、民間団体に対する研修会、講演会等の実施【児童家庭課】

○達成を目指す目標

| 項目 | 令和5年度時点 | 令和10年度 |
|-----------|---------|--------|
| 事例検討会実施回数 | — | 5回以上/年 |

基本目標Ⅴ 支援につながる社会づくり

実施項目 ① 正しい認識を深めるための普及啓発

[現状と課題]

県民実態調査によれば、夫婦間で行われた行為のうち、「殴るふりをしておどす」、「大声でどなる」、「他の異性との会話を許さない」などの直接的な暴力以外の行為は暴力にあたらないと認識する人が多い状況です。また、当事者の方からは、「初めは自分自身がDV被害を受けたという認識がなかった」、「相談までのハードルが高い」などの意見がありました。

家族間の暴力などはエスカレートする可能性が指摘されており、県民の一人ひとりが暴力に関する理解を深め、暴力を許さないという意識を浸透させることにより暴力の潜在化を防止することが重要です。

また、DVや性的搾取、金銭的な被害、家庭の問題等で悩んでいる方が、早期に相談支援につながることは、支援対象者や家族の問題の増大を防ぐために重要です。

そのため、多くの県民の関心を高めることや相談、通報などをしやすい意識や環境を作っていく必要があります。

◎主な実施施策

(1) 県における普及啓発の推進

県民がDVや困難な問題を抱える女性に関する正しい理解を深められるよう、継続的な啓発・普及活動を実施するとともに、性暴力被害の窓口等の隣接分野とも連携して相談時に躊躇することがないよう情報発信を行います。

また、年齢や性別、話せる言語等によって、相談しにくいことがないよう、必要な時に相談ができる環境整備に努めます。

○支援対象者の発見・相談に関するポイントなどをわかりやすく解説したパンフレット等の配布（再掲Ⅰ①（Ⅰ））

○学校、事業所、民間団体等への出前講座の実施（再掲Ⅰ①（Ⅰ））

○メディアによる普及啓発の実施（再掲Ⅰ①（Ⅰ））

○ショッピングセンターや駅等住民の目につきやすい場所での啓発（再掲Ⅰ①（Ⅰ））

○児童虐待や性被害防止など関連の深い課題とも連動した啓発キャンペーンの

実施（再掲 I ②（3））

（2）市町における普及啓発の促進

住民にとって最も身近な機関である市町において、DV防止や困難な問題を抱える女性支援に関する普及啓発が積極的に行われるよう働きかけます。

○市町に対する助言、情報提供等支援【児童家庭課】

実施項目 ② 若年層へのアプローチによる支援の強化

[現状と課題]

交際相手からの暴力である「デートDV」や若年女性の性被害、金銭的な被害、予期せぬ妊娠、家出などが社会問題化・深刻化しています。一方で、県民実態調査によれば、若年層の方は、年齢が高い層の方と比べて相談支援につながっていないのが現状です。

若年層の方のDVや性被害、人権の尊重などへの理解が進むことは、被害防止や困難な状況の回避・克服などといった予防の観点からも重要です。

また、同時に、若年層の方が相談や支援につながっていない状況から、早期に相談支援につなげていくため、民間の支援団体等と連携し見守りを行うなどアウトリーチ型の支援も必要になっています。

◎主な実施施策

（1）家庭や学校等におけるDVや性暴力防止教育の推進

家庭において、暴力や性的搾取等が許せないものであることを教え、話し合うための啓発を行います。小学校以降の学校教育の各段階においては、暴力を許さないという意識を形成・確立するため、命や一人ひとりを大切にする教育などの人権に関する教育の一層の推進を図ります。

さらに、異性との交際など交友関係が広がる高校生や大学生には、デートDVについての学習の推進を図ります。また、スマートフォンを使ったSNSやメール等による暴力防止のため、情報モラル教育の推進を図ります。併せて、教職員等への意識啓発を行います。

○県民に対する意識啓発の実施【児童家庭課】

○児童生徒への人権教育を通じた暴力防止等の啓発【地域福祉課、義務教育課】

○高校や大学におけるデートDV防止教育の実施【児童家庭課、大学私学課、高校教育課】

○スマートフォン等の利用に関する情報モラル教育の推進【大学私学課、高校教育課】

○教諭に対する研修会の実施【児童家庭課、大学私学課、高校教育課】

○学校、事業所、民間団体等への出前講座の実施（再掲Ⅰ①（Ⅰ））

（２）若年層への啓発の強化

若年層の方が受け入れやすいSNSの活用など、より効果的な啓発手法を検討し、暴力や女性の人権侵害についての正しい知識の啓発活動を行います。

○動画を活用したデートDV予防啓発の実施【児童家庭課】

○デートDV予防啓発カードの作成、配布【児童家庭課】

○SNS等を活用した暴力や女性の人権侵害防止の啓発【児童家庭課】

（３）若年層へのSNSを活用した支援、女性特有の体や健康面の相談支援、アウトリーチ支援

若年層の方が相談につながっていない状況を踏まえ、若年層の方がつながりやすいSNSを活用した相談窓口、予期せぬ妊娠を含む女性特有の体や健康に関する相談窓口を設置し、必要に応じ面接などにより背景にある問題を把握し支援につなげていきます。

また、深夜の繁華街の巡回やネットパトロールなどを通じて、本人の意思などを尊重した上で、早期に適切な保護や支援につなげていきます。

④SNS等を活用した相談窓口の設置（再掲Ⅰ②（Ⅱ））

○女性の体や健康に関する相談窓口の周知【こども未来課】

④若年層へのアウトリーチ支援【児童家庭課】（再掲Ⅳ②（Ⅱ））

実施項目 ③ 警察、医療機関等と連携した未然防止等と加害者への対処

[現状と課題]

DVや性的搾取、勧誘等を抑制し、支援対象者の安全を確保するには、本人の意思を踏まえて厳正に対処することや、加害行為を行う者への警告など未然防止と拡大防止が必要です。

また、新たな被害を減らすには、加害行為を行う者自らの責任を認識して暴力等から脱却していくための教育や指導が重要であり、国等の加害者更生に関する調査研究の動向を踏まえ、加害者へのアプローチも必要です。

◎主な実施施策

（Ⅰ）暴力や不当な勧誘等の未然防止等と組織的対処

DV防止法、警察法、警察官職務執行法その他の法令の定めるところにより、被害を受けた方に対する防犯指導や緊急時における自衛手段等の情報提供、警察官による重点地域のパトロールや加害者への指導、警告などによる加害行為の未然防止、組織的な対応による暴力の現場への警察官の迅速な到着と暴力の制止など、暴力の拡大の抑止に努めます。

配偶者からの暴力が刑罰法令に抵触する場合には、被害者の意思を踏まえ、検挙その他の適切な処置を講じて適正かつ適切に対処します。

また、暴力や性被害を発見しやすい医療機関等とも連携し、早期発見・早期対応のための体制づくりを進めます。

- レディースガードリーダー¹²のブラッシュアップ【警察本部】
- 防犯講座の開催【警察本部】
- 被害者に対する防犯指導【警察本部】
- 一時保護施設周辺等における防犯パトロール【警察本部】
- 暴力の現場への迅速な到着に向けた取組み【警察本部】
- 性暴力救済センターや医療機関との連携強化【児童家庭課】

(2) DV加害者更生対策

DV加害者更生のための国の研究をはじめ他の都道府県や民間団体の支援等について情報収集を行い、市町等の関係機関への情報提供や共有を図るほか、DV加害者に対する相談体制や支援方法について研究を行います。

- DV加害者更生プログラム研究等の情報収集【児童家庭課】
- DV加害者更生のための支援方法等の研究【児童家庭課】
- 精神保健福祉センターなど心理の専門家と連携したDV加害者更生についての学習会の開催【児童家庭課】

○達成を目指す目標

| 項目 | 令和5年度時点 | 令和10年度 |
|--------------------|---------|--------|
| 若年層へのアウトリーチによる支援件数 | — | 10件/年 |

¹² 県警察本部の委嘱を受け、女性が働く職場の防犯リーダーとして、防犯情報の発信や、DV・ストーカーなどの悩みをかかえた女性と警察を橋渡しする相談窓口として活動しています。

第5章 計画の推進体制

本計画の円滑な推進とDV施策や困難な問題を抱える女性への総合的、効果的な施策の実施に向けて、以下のとおり関係機関などと連携し、本計画にかかる施策の進捗状況の把握や進行管理、各機関との連絡調整、課題・情報の共有などを行います。

(1) 福井県DV・困難女性支援調整会議（代表者会議）

DV防止法第5条の2に基づく配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する協議会、困難女性支援法第15条に基づく支援調整会議として位置づける「福井県DV・困難女性支援調整会議」を警察、市町、医療機関、教育機関、弁護士会、裁判所、民生委員・児童委員、人権擁護委員、民間団体等を構成員として開催し、計画の進捗状況について検討するほか、関係機関の課題の共有や調整、情報交換、相互連携を図り、本計画を効果的に推進します。

(2) 地区別DV・困難女性支援実務者会議（実務者会議）

地区ごとの実務者を構成員とする「地区別DV・困難女性支援実務者会議」を設置し、支援機関間や民間団体と行政の連携強化を図り、本計画の進捗や課題の共有、代表者会議への提言等の検討を行い、本計画を効果的に推進します。

參考資料

資料I**福井県配偶者暴力被害者等および困難な問題を抱える女性支援計画
策定委員会委員**

(五十音順 敬称略)

| 氏 名 | 備 考 |
|-----------------|---|
| 今澤 ひかり | 福井県立福井農林高等学校 校長 |
| 今村 ゆみ子 | 福井県民生委員児童委員協議会 副会長 |
| 黒川 初代 | 母子生活支援施設ファミリー芦原 施設長 |
| 白崎 俊一郎 | 総合福祉相談所 所長、婦人相談所 所長 婦人保護施設 施設長、DV被害者支援センター センター長 |
| 須本 祥子 | 越前市市民福祉部こども家庭課子ども・子育て総合相談室 室長 |
| (委員長) 長谷川 美香 | 福井大学医学部看護学科 教授 チューリップの会 (DV被害者自助グループ) 世話人代表 |
| 端 将一郎 | 一般社団法人ラシーヌ 代表理事 よつば法律事務所 弁護士 |
| 細川 久美子 | 性暴力救済センター・ふくい「ひなぎく」 センター長 |

**福井県配偶者暴力被害者等および困難な問題を抱える女性支援計画
策定委員会委員等・検討経過と予定**

【検討経過】

| 委員会開催日 | 主な検討内容 等 |
|------------------------------------|---|
| 第1回委員会 (2023(令和5)年7月4日) | <ul style="list-style-type: none"> ・DVおよび困難を抱える女性に関する法令・制度等の動きと都道府県計画の策定 ・DVおよび困難を抱える女性に関する課題と今後の施策の方向性 |
| 福井県配偶者等からの暴力および困難な問題を抱える女性に関する実態調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象：18歳以上の県民4000人 ・調査時期：令和5年9月15日～10月16日 |
| 意見交換 | <p>(意見交換した方々)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者の方 ・女性相談員 ・相談・支援機関・団体 ・婦人相談所 ・弁護士会などの関係団体 |
| 第2回委員会 (2023(令和5)11月7日) | <ul style="list-style-type: none"> ・福井県配偶者暴力被害者等および困難な問題を抱える女性支援計画骨子案について |
| 第3回委員会 (2024(令和6)年2月2日) | <ul style="list-style-type: none"> ・福井県配偶者暴力被害者等および困難な問題を抱える女性支援計画案について |
| パブリックコメント | <ul style="list-style-type: none"> ・方法：ホームページでの計画案の公開 ・実施時期：令和6年2月13日～2月27日 |

資料 2

「配偶者等からの暴力および困難な問題を抱える女性に関する実態調査」の結果

I 調査の概要

(1) 目的

本県の配偶者暴力防止および被害者保護のための福井県基本計画の見直しを行うにあたり、配偶者からの暴力に関する実態を把握し、施策に反映するための基礎資料を得ることを目的に調査を実施。

また、令和6年4月1日に施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」において義務付けられている都道府県基本計画を策定するにあたり、本県における困難な問題を抱える女性に関する実態を把握し、施策に反映するための基礎資料を得ることを目的に調査を実施。

(2) 調査項目

【DV防止法、相談窓口等】

- ・DV防止法の認知度、相談窓口の認知度等

【DV（デートDV含む）の実態】

- ・DVを受けたことがあるか、相談したか、相談した相手・窓口、相談しなかった理由等

(3) 対象者：18歳以上の福井県民 4,000人

(4) 標本抽出：住民基本台帳より無作為抽出

(5) 調査方法：調査票郵送

(6) 調査期間：令和5年9月15日～10月16日

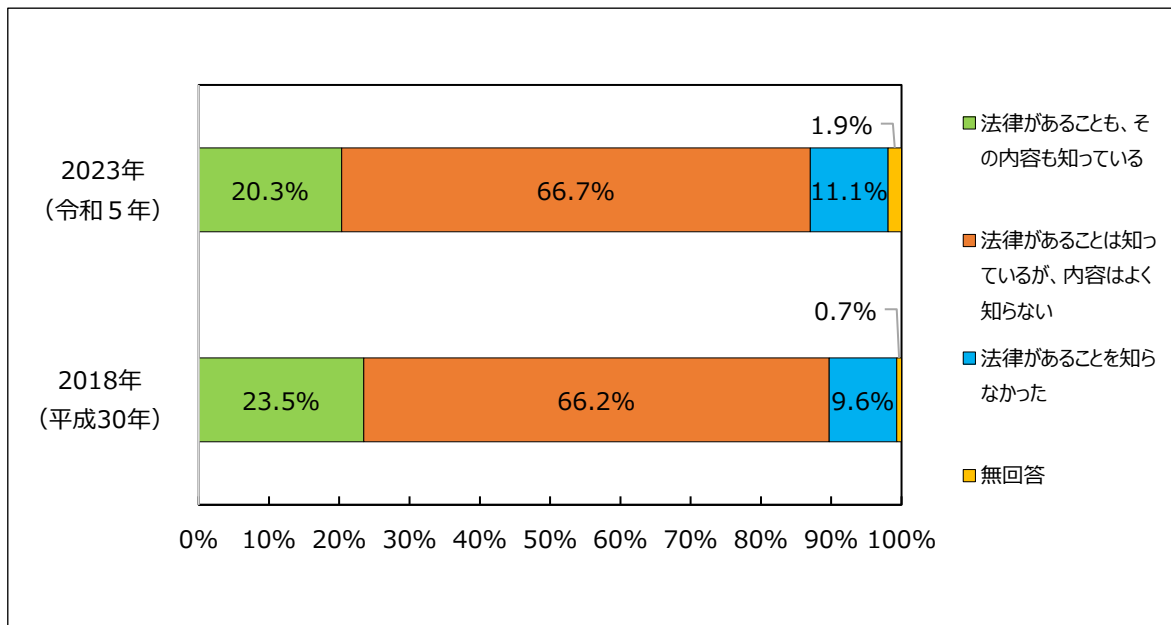
(7) 回収結果：回収数 1,717人 回収率 42.9%

男性：543人 女性：965人 性別無回答：209人

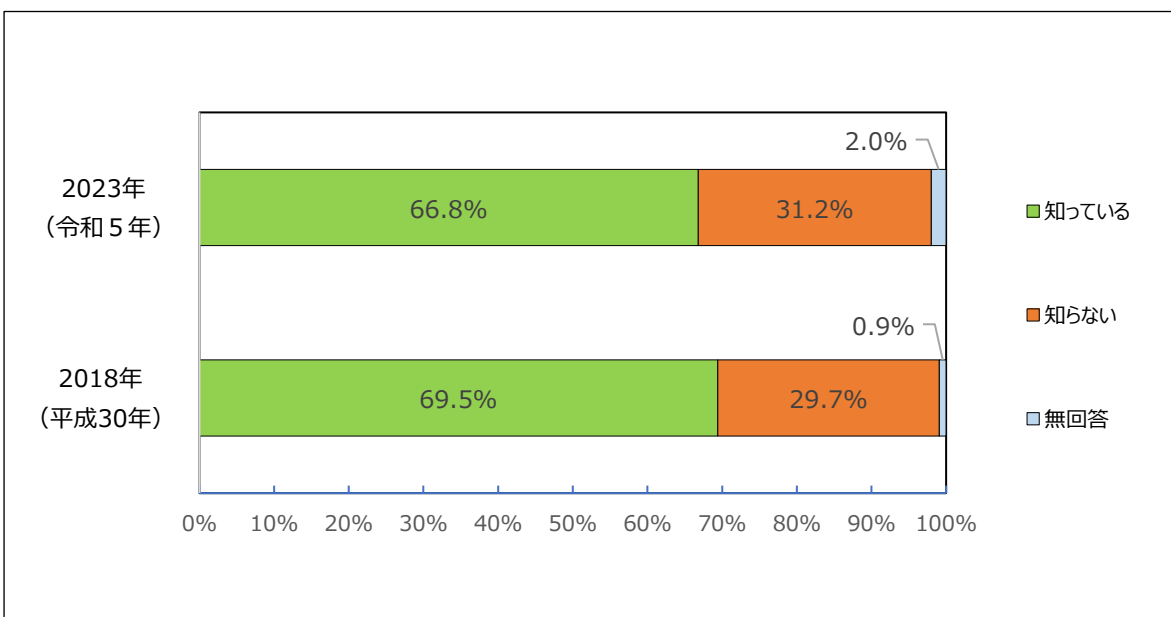
2 結果の概要

(1) DV防止法、DV相談窓口等の認知度

I-1 DV防止法の認知度（福井県）

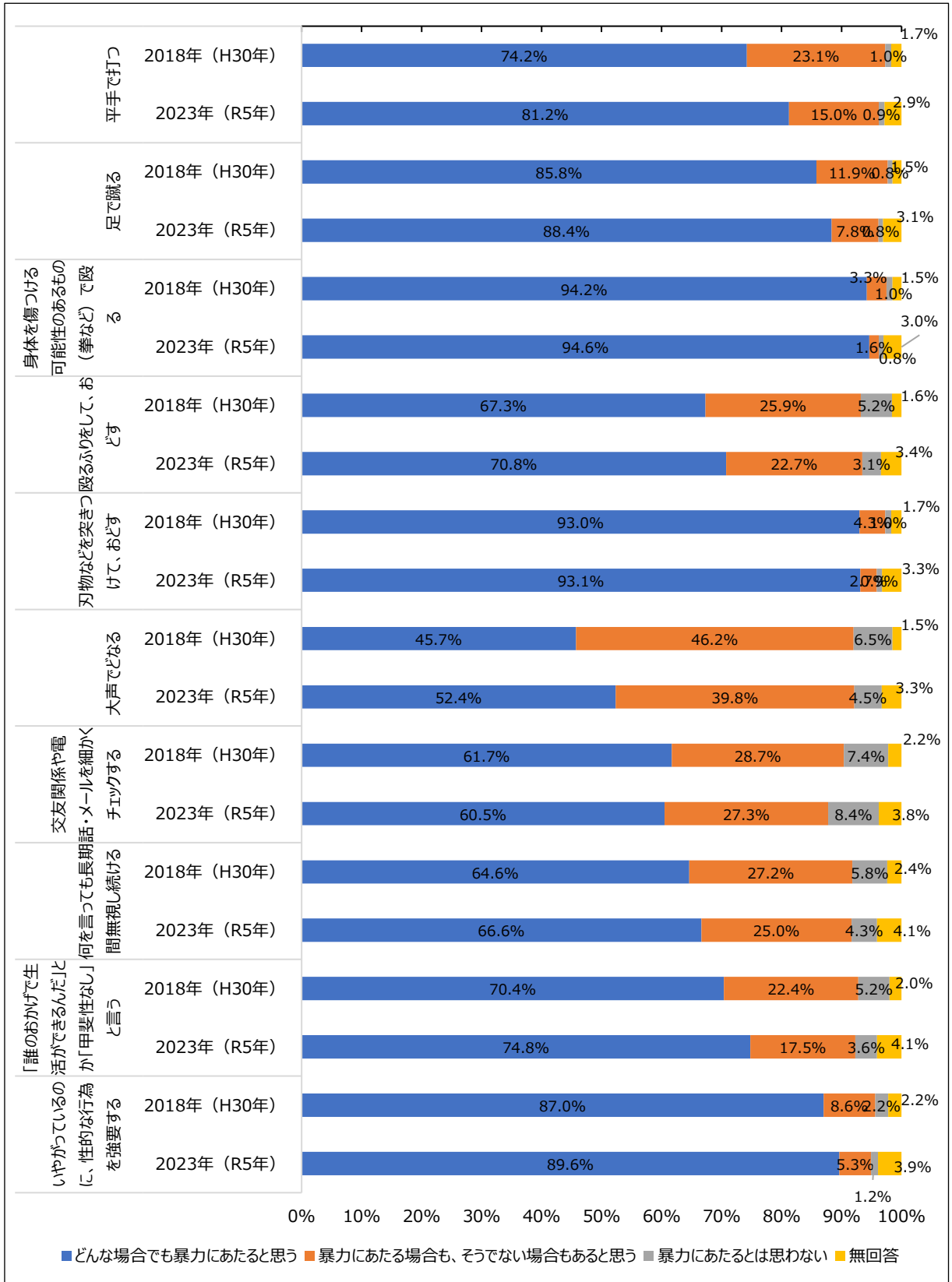


I-2 DV相談窓口の認知度（福井県）



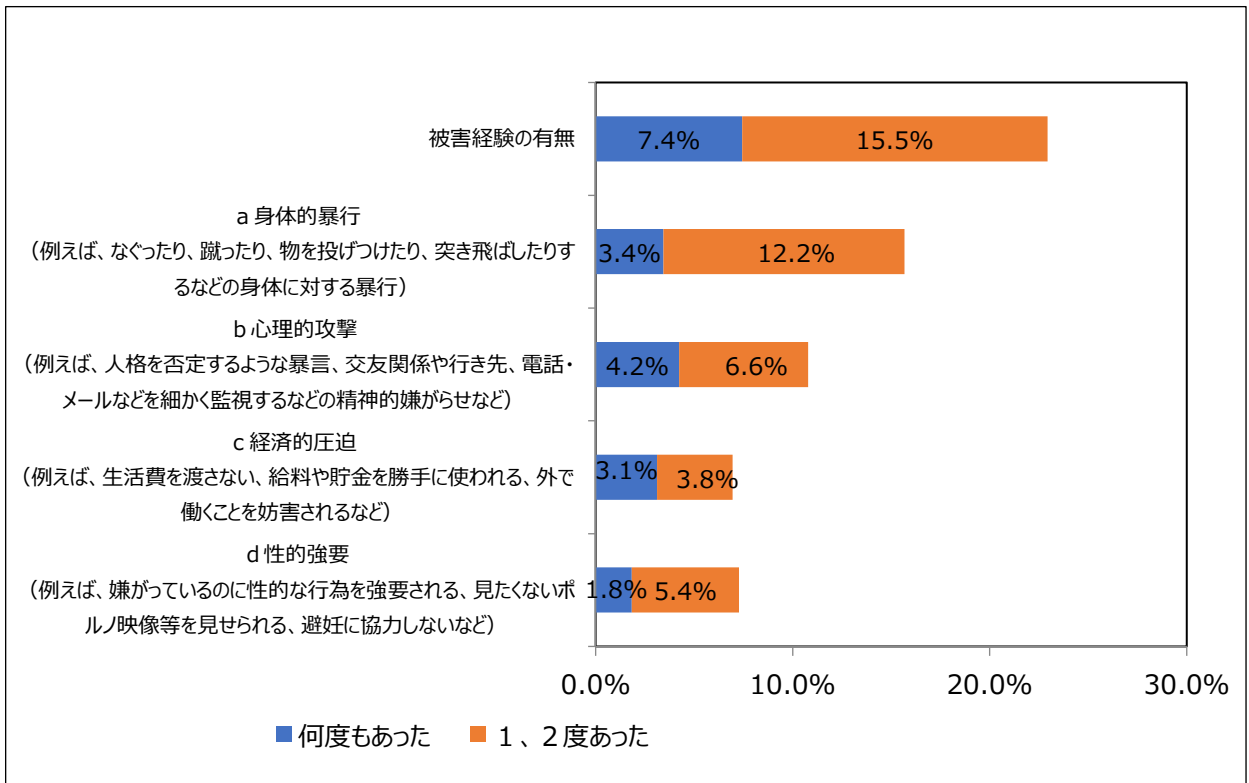
(2) 暴力としての認識

2-1 夫婦間での行為についての「暴力」としての認識（福井県）

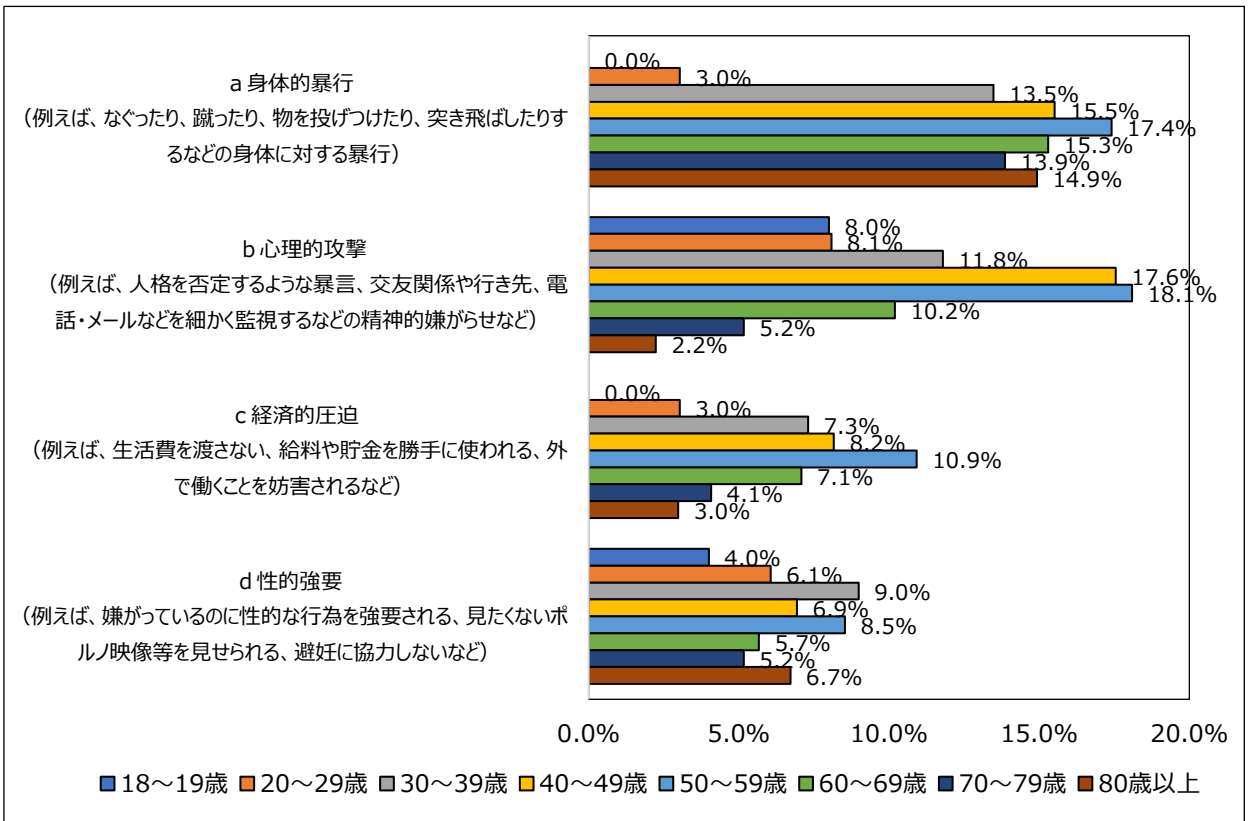


(3) 暴力の被害経験

3-1 配偶者からまたは交際相手からの暴力の被害経験（福井県）

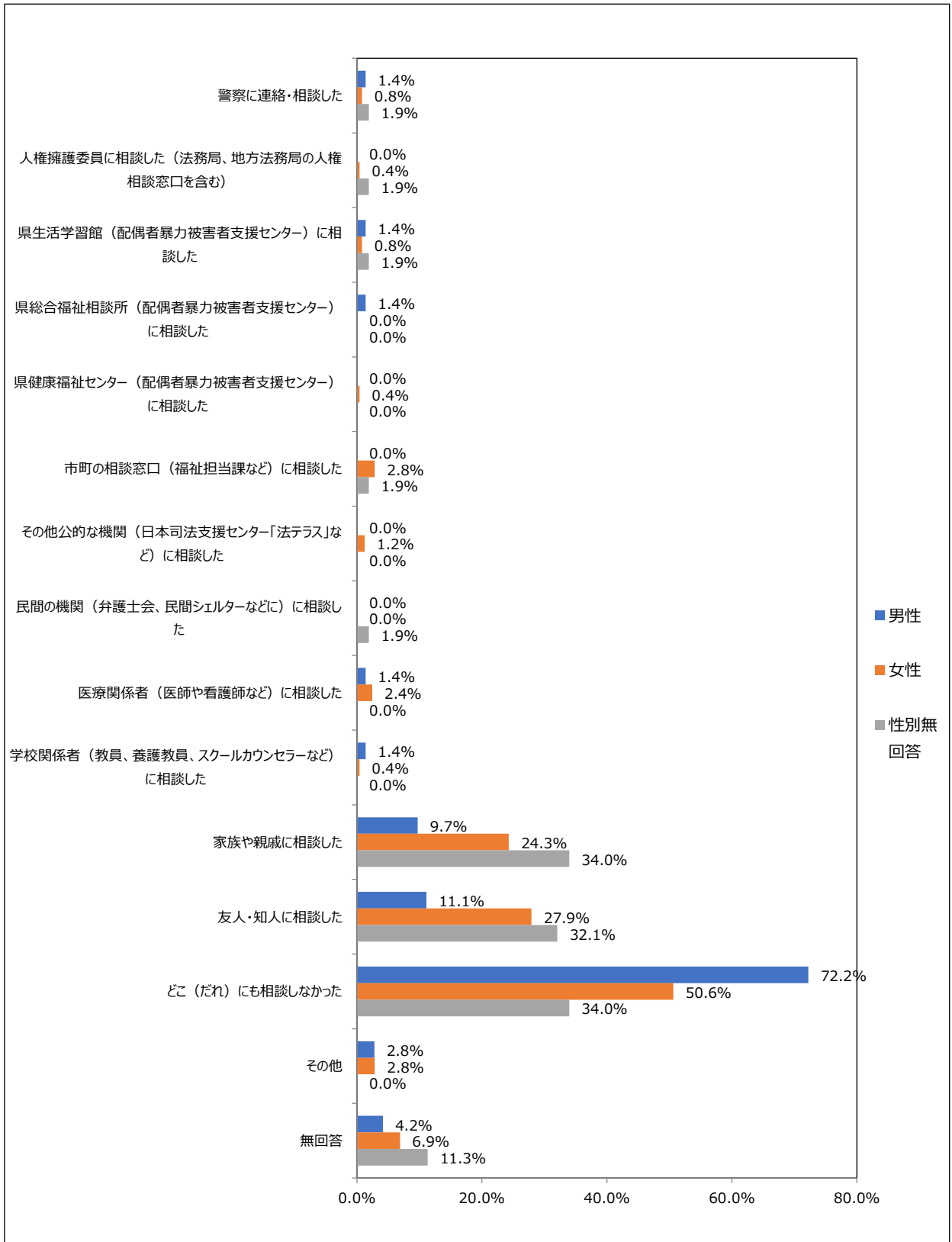


3-2 配偶者からまたは交際相手からの暴力の年代別被害経験（福井県）

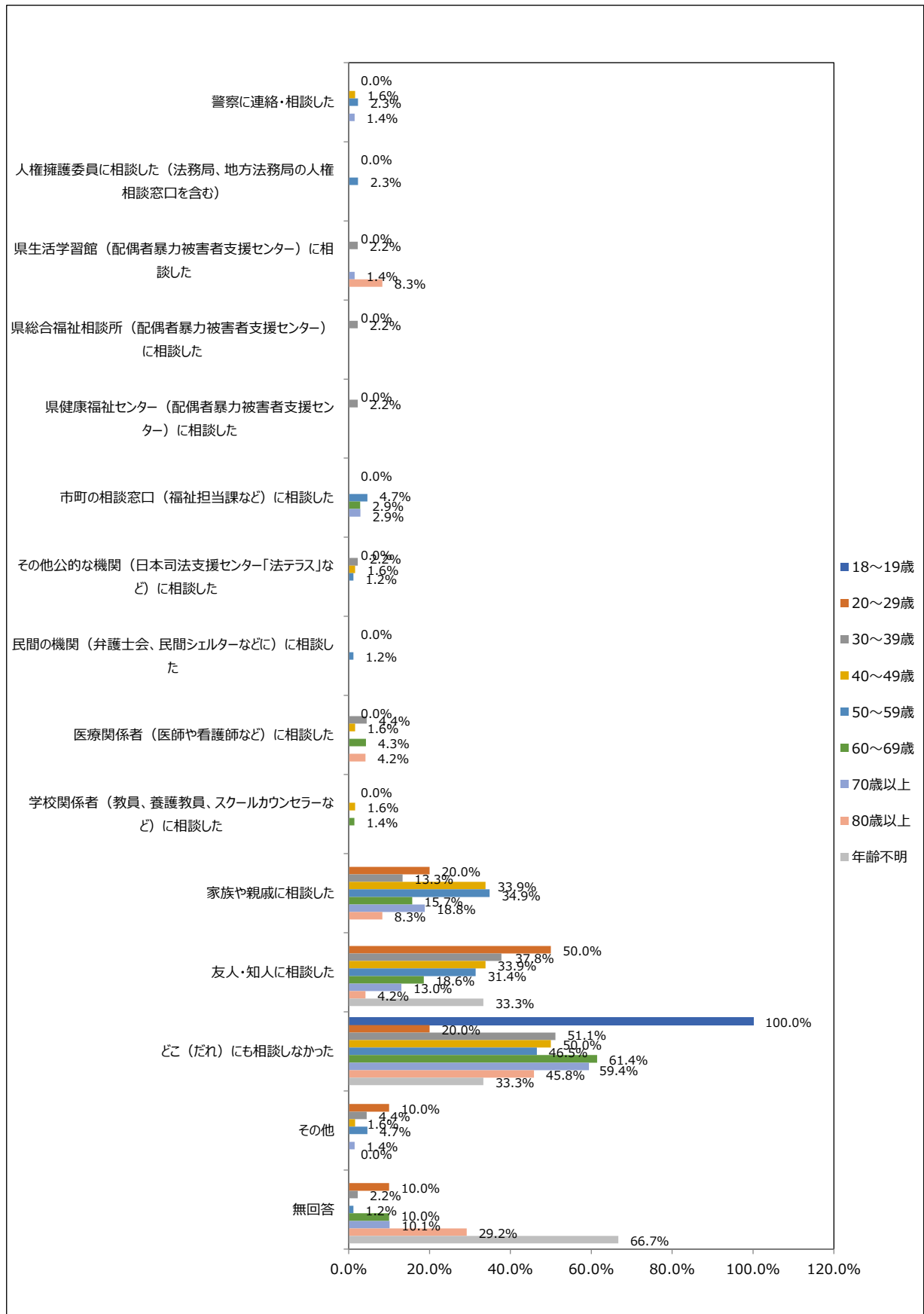


(4) 暴力被害の相談先

4-1 暴力の被害の相談先（福井県）（※婚姻歴ありのみ）

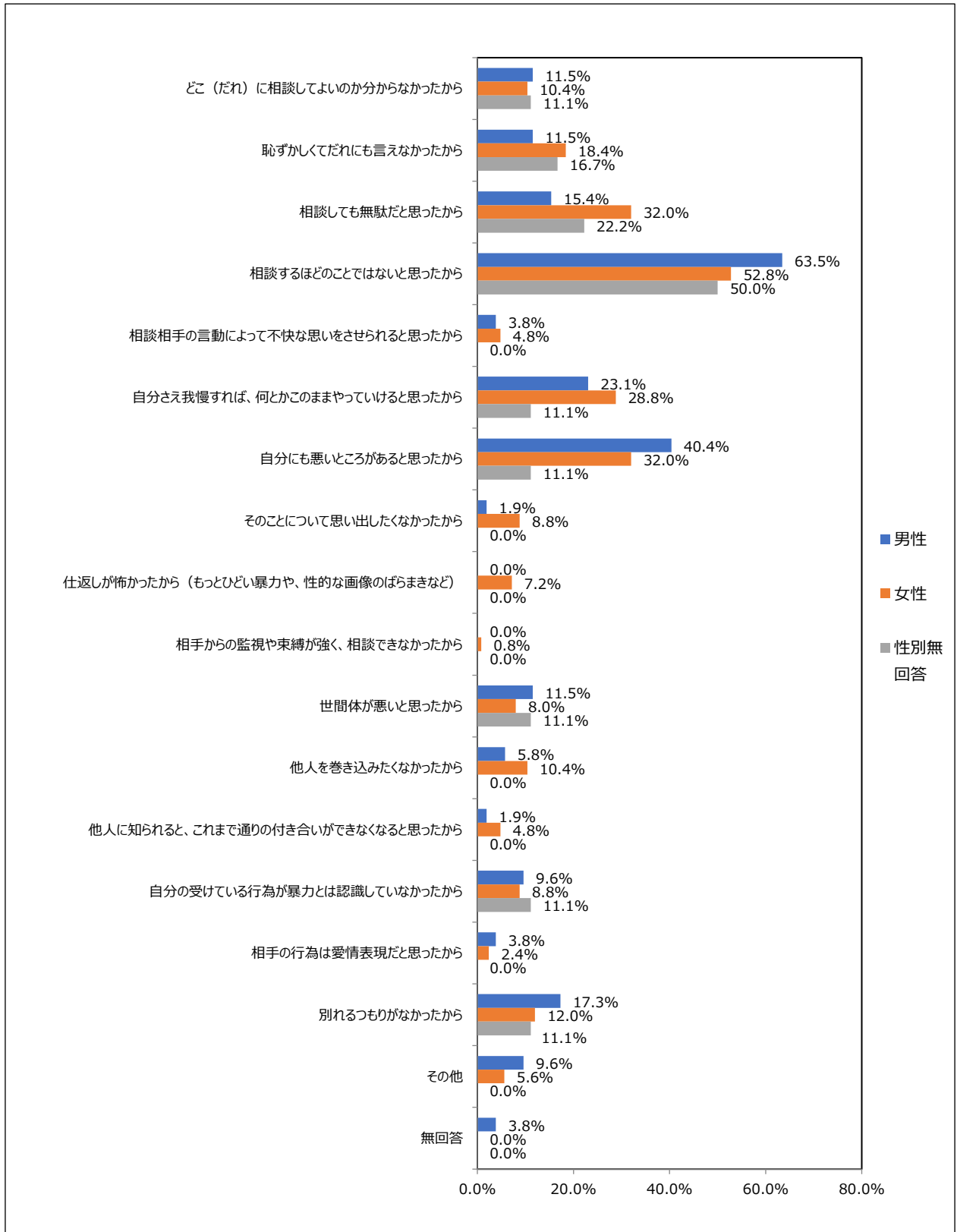


4-2 暴力の被害の年代別相談先（福井県）（※婚姻歴ありのみ）

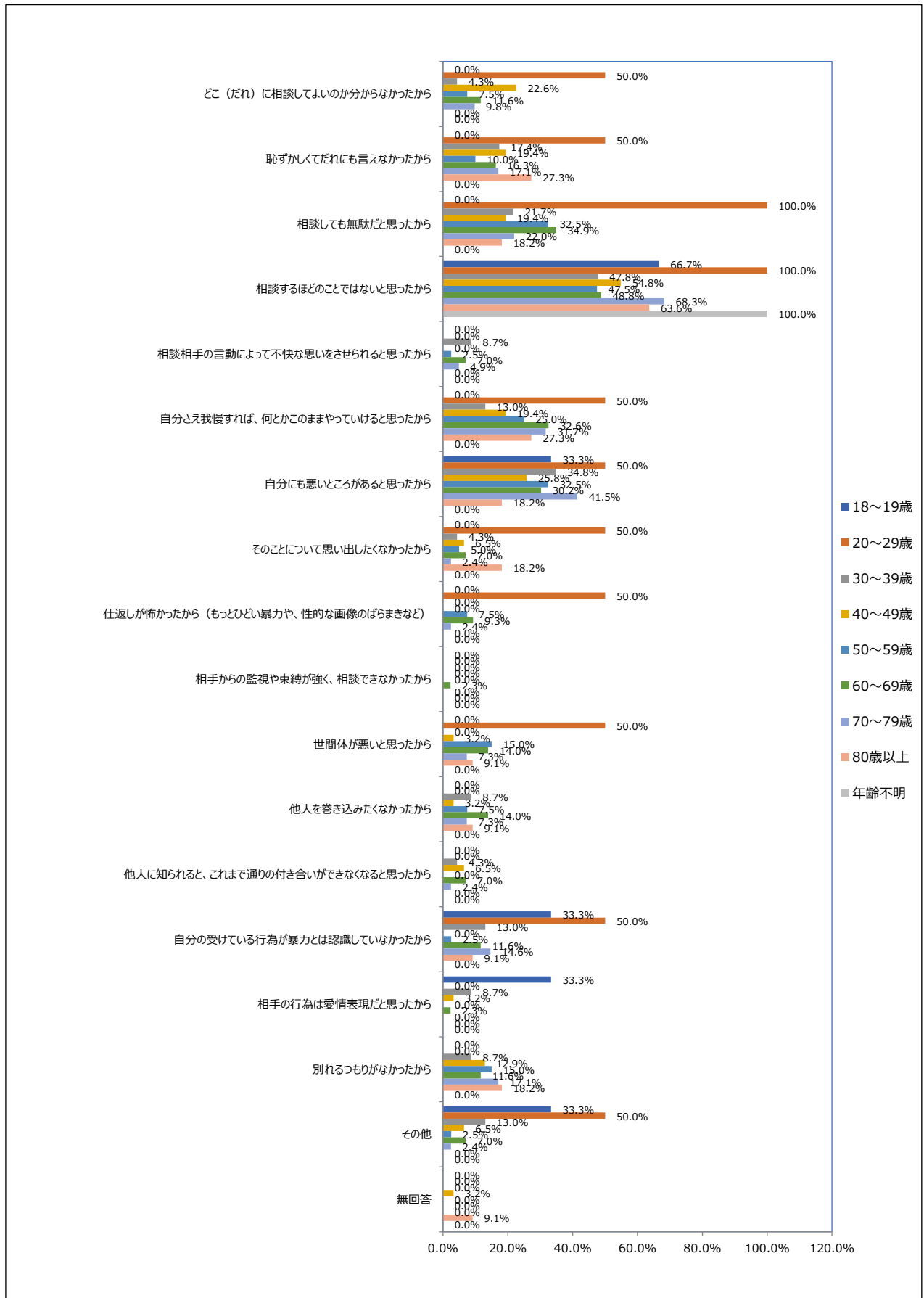


(5) 暴力被害を相談しなかった理由

5-1 暴力被害を相談しなかった理由（福井県）（※婚姻歴ありのみ）

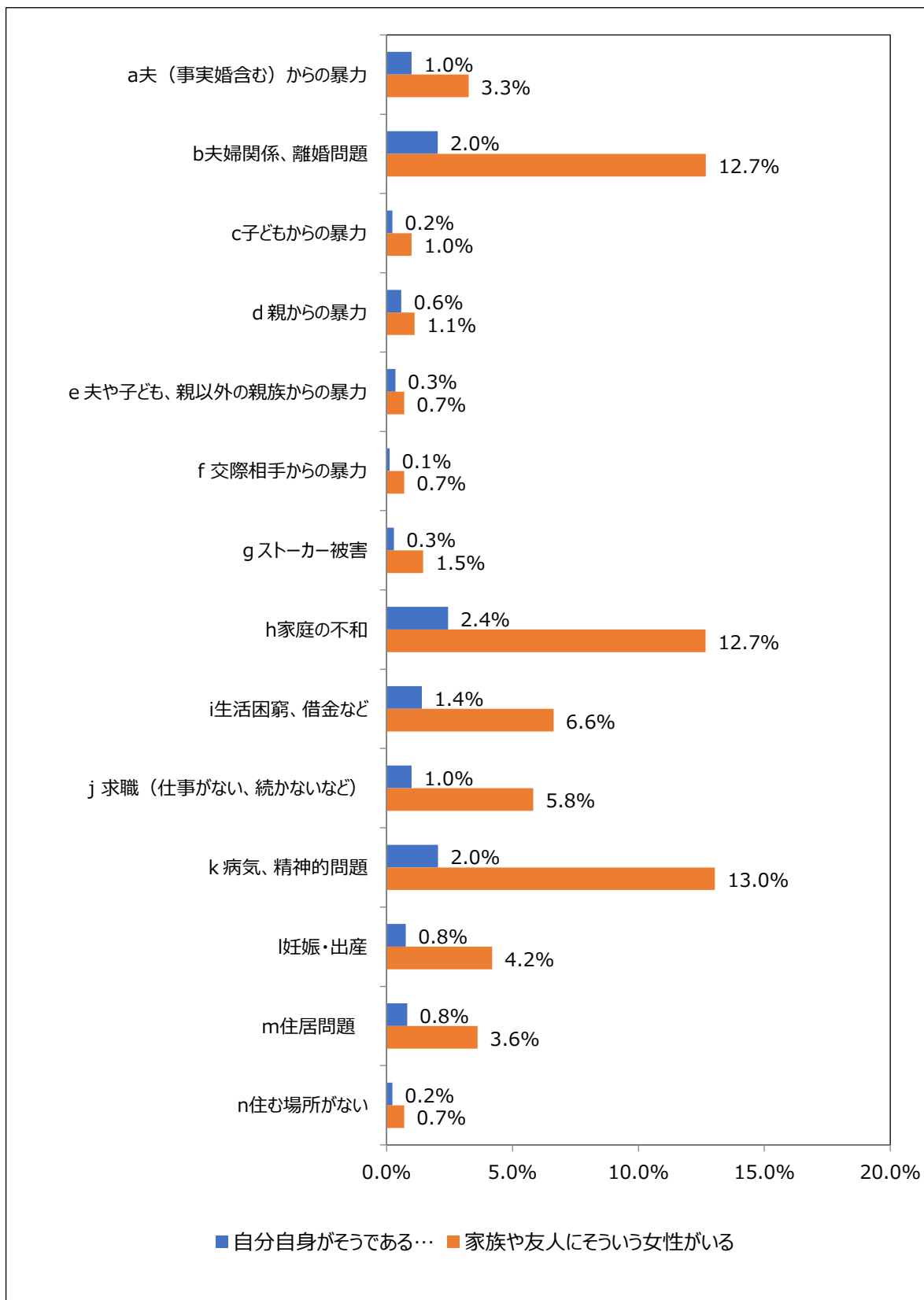


5-2 暴力被害を相談しなかった年代別理由（福井県）



(6) 性的な被害や家庭の状況、地域社会との関係性といった様々な事情により、日常生活または社会生活を円滑に営むうえで困難な問題（以下、「困難な問題」という。）を抱える女性の実態

6-1 困難な問題を抱える女性の内容別の実態（福井県）



6-2 困難な問題を抱える女性の相談先の年齢別認知度（福井県）

